
令和2年 第3回(定例)木城町議会会議録(第2日)

令和2年6月8日(月曜日)

議事日程(第2号)

令和2年6月8日 午前9時00分開議

日程第1 一般質問

日程第2 散会

本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

日程第2 散会

出席議員(10名)

1番 久保富士子君	2番 桑原 勝広君
3番 森 伸夫君	5番 眞鍋 博君
6番 中武 良雄君	7番 黒木 泰三君
8番 後藤 和実君	9番 甲斐 政治君
10番 原 博君	11番 神田 直人君

欠席議員(なし)

欠 員(なし)

事務局出席職員職氏名

事務局長 藤井 学君 議事調査係長 平野 豊和君
書記 橋本 正枝君

説明のため出席した者の職氏名

町長	半渡 英俊君	副町長	島田 浩二君
教育長	恵利 修二君	総務財政課長	萩原 一也君
会計管理者	河野 浩俊君	まちづくり推進課長	西田 誠司君

環境整備課長	……………	吉岡 信明君	教育課長	……………	平野 大輔君
税務課長	……………	黒木 宏樹君	福祉保健課長	……………	小野 浩司君
町民課長	……………	三隅 秀俊君	産業振興課長	……………	淵上 達也君
代表監査委員	……………	桑原 正憲君			

午前9時00分開議

○事務局長（藤井 学君） 皆様、おはようございます。

議会の開会に先立ち、ご案内いたします。傍聴席での写真撮影及び録音等は禁止されています。携帯電話をお持ちの方はマナーモードにされるか、電源をお切りくださるようお願いいたします。いま一度ご確認ください。

また、本日は傍聴席の皆様にはアンケートを準備しております。ご意見、ご感想などをお聞かせいただきたいと思います。お帰りの際は傍聴席入り口の回収箱に投函ください。あわせてご協力をお願いいたします。

なお、服装につきましては、本日、クールビズ対応としております。

それでは、皆様ご起立ください。一同、礼。ご着席ください。

○議長（神田 直人） おはようございます。

早朝より、議会傍聴にご来場いただきありがとうございます。

傍聴に当たりまして、議事進行の妨げとなる私語については慎んでいただきますよう、ご理解とご協力をお願い申し上げます。

なお、本定例会においては、新型コロナウイルス感染症予防対策のため、入り口及び一部の窓を開けての換気対策を行い、議場内におきましては、マスクの着用及び消毒の徹底にご協力いただきますようお願いいたします。

本日の一般質問は、6名の議員が行います。

質問方式については、一問一答式により行われ、議員の発言時間を30分以内としております。

議員の質問事項につきましては、お配りしております資料をごらんください。

また、本日は議会広報のため、議場内で質問者、答弁者、傍聴席の写真撮影を行いますので、重ねてご了承願います。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

日程第1. 一般質問

○議長（神田 直人） 日程第1、一般質問を行います。

これから、通告順に登壇の上、質問を許します。

まず、1番の質問事項について、一問一答式により、10番、原博君の登壇質問を許します。

10番、原博君。

○議員（10番 原 博君） 質問をする前に、今回の新型コロナウイルスの対応にご尽力されてきた町長をはじめ役場職員の皆さんに感謝を申し上げたいと思います。

それでは、通告しておきました木城えほんの郷の運営については、これまでも多くの議員の方が質問をしてきました。私は「つぶせ」と言うのではなく、存続をするために「何とかせんといかん」と思っております。また、町民に、木城えほんの郷の趣旨、役場職員の業務努力を理解してもらうためにも質問しますので、町長の明確な答弁をお願いします。

まず最初に、運営当初からこれまでの町外、町内利用者の利用状況について伺います。

○議長（神田 直人） 町長。

○町長（半渡 英俊君） 私も原議員と同じでありまして、木城えほんの郷、存続しなくてはいけないという立場の1人であります。

ご承知のように、木城えほんの郷開設準備中の平成6年、衝撃的でありました。ブラティスラヴァ世界絵本原画展をまず開催をされ、平成8年にはフルオープンをされました。これまで絵本文化の発信にとどまらずいろんな体験事業、それから私たちも初めて体験するような、そういった事業もされてきております。

「みどりのゆりかご」に包まれた石河内で絵本文化を中心に、子供たちはもちろんであります。私たち大人にも心に響くものをされていること、これにつきましては国内外からも高い評価を受けていると思っております。

この絵本館でありますけれども、公設民営でされているのは、北海道の剣淵町と木城町の2か所でありまして、それぞれが創造性に満あふれた、お互いの町にとって誇りとする絵本館だと私は思っております。

お尋ねの木城えほんの郷の利用状況でありますけれども、詳細かつ具体的な数字での答弁となりますので、所管課であります、まちづくり推進課長のほうから答弁をいたさせます。

○議長（神田 直人） まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（西田 誠司君） 木城えほんの郷の現在までの利用状況等についてですけれども、木城えほんの郷は平成8年にオープンいたしまして、これまで原画展等の入館者約44万1,000人、宿泊施設等の利用状況につきましては、町内から約6,000人、町外から5万3,000人、県外から約9,000人来場されております。

また、平成11年度からは「えほんの郷号」を運行し、出張絵本館活動を行っております。参加人数につきましては、町内が約2万5,000人、町外が7万人、県外が2,000人で、合計9万7,000人となっております。

なお、原画展等の入館者44万1,000人につきましては、町内外の区別は行っておりませんので、その分の把握はできておりません。

以上です。

○議長（神田 直人） 原博君。

○議員（10番 原 博君） 次に、これまでに木城えほんの郷の運営にかかった経費について伺います。

○議長（神田 直人） まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（西田 誠司君） 先ほど言いましたように、木城えほんの郷は平成8年からオープンしておりますが、それまでにかかった経費としまして、まずこれまで木城えほんの郷は、公設民営で実施されております。町が施設を造っておりますので、これまでにその建設費等にかかった経費等も含めましてご報告したいと思います。

まず、町が支出しました施設整備費及び運営経費等につきましては、建物施設整備に係る事業費及び絵本の原画購入等で約7億3,731万3,000円、指定管理料、これまで払ってききました指定管理料につきましては、4億9,431万9,000円、海外からの劇団公演費用等のイベント費用として3,735万4,000円で、合計約12億7,000万円となっています。

設備費用等につきましては、このうち国の補助が約3億4,000万円ほど入っております。これとは別に平成22年度から総合交流センターの図書室管理委託、平成27年度から木城小学校へ図書司書を配置しており、その人件費等分を支出しております。その経理として、それぞれ、図書室管理につきましては、これまで6,024万7,000円、図書司書費用としまして835万2,000円となっています。これらを全て合計すると約13億4,000万円となります。このうち、先ほども申しましたが木城えほんの郷の管理委託料等につきましては、5億6,000万円となっております。

また、平成8年に木城えほんの郷がオープンしまして、これまでににかかった運営費等につきましては、約16億8,000万円で、このうち指定管理料等の委託料、いわゆる町の持ち出し分については5億6,000万円、木城えほんの郷の事業収入は、差し引きまして約11億2,000万円となっております。

以上です。

○議長（神田 直人） 原博君。

○議員（10番 原 博君） 多額の予算が投資をされております。木城町の大切な財産です。ただし、聞くところによると職員の皆さんの報酬は余り高くないということを聞いております。

それでは、次に、設置当初の目的は何だったのか。例えば、独立採算とかいう目的だったと思うのですが、そういうことについての現在と目的は変わっていないのかをお伺いします。

○議長（神田 直人） まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（西田 誠司君） 当初からの目的、計画等についてですが、木城えほんの郷はオープンして以来「人間が自然の不思議さや美しいものに驚く感性を大切にし、この地の自然の中で絵本の世界に出会うこと」を基本的な考えとし、周囲を山々に囲まれた静かな時の流れるこの地は自然の宝庫であり、これらの宝物が人間の感性を育む「みどりのゆりかご」となり、イメージ体験を深めたり、絵本文化を中心に演劇や音楽を楽しむことを通じて、この土地ならではの「木城えほんの郷文化」を発信し続けていくこととしており、現在もこの基本理念については変わっておりませんし、今後も継続していく予定としております。

以上です。

○議長（神田 直人） 原博君。

○議員（10番 原 博君） これまでに運営をしてきてどのようなメリットがあったのか、町長に伺います。

○議長（神田 直人） 町長。

○町長（半渡 英俊君） 運営のメリットについては、いろんな視点といたしましょうか、いろんなご意見があるだろうと思いますが、私としましては、特にネット社会でありますとかグローバル化が進む現代において、木城えほんの郷が桃源郷と目される石河内の地でしっかりと絵本文化を発信されていることがまずは大きなメリットだと考えております。

それから、釈迦に説法かもしれませんが、絵本や木城えほんの郷という場所、あるいは文化の発信が、文化・芸術というものが人々の感性を育む力があると同時に、絵本や木城えほんの郷が人々を癒し、もって未来の糧になるものと考えております。そういった意味からも多くの人が、1人でも多くの方が訪れていただきたいと思う施設、それがメリットだと思っております。

以上です。

○議長（神田 直人） 原博君。

○議員（10番 原 博君） 次に、指定管理者制度についてですが、議員の中にも役場職員の中にも理解をしていない方がいますが、指定管理の条例について、第12条と第13条を読ませてもらいます。

「第12条、町長等は公の施設の管理の適正を期するため、指定管理者に対し、その管理の業務及び経営の状況に関し、定期的に」定期、大体半年に1回となっています。「または必要に応じて臨時に報告を求め、実地に調査し、又は必要な指示をすることができる」と。

第13条には「町長等は、指定管理者が前条の指示に従わないとき、その他指定管理者の責めに期すべき事由により、当該指定管理者による管理を継続することができないと認めるときは、その指定を取り消し、または期間を定めて管理の全部又は一部の停止を命ずることができる」ま

だほかにもちょっとありますが。

これまでに町長は、調査・指導をどのように実施してきたのかを伺います。

○議長（神田 直人） まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（西田 誠司君） 木城えほんの郷の管理委託業務等につきましては、担当課でありますまちづくり推進課のほうで対応しております。その中で指導等に係る部分ですけれども、監査としまして、年2回、総務財政課長のほうが木城えほんの郷に行って、内容的、資金的な部分の監査を行うとともに、昨年から私のほうが月1回のペースで村長等と、基本計画があって年度計画の遂行状況等の確認と、それから今後、将来に向けての協議等を定期的に行っているところであります。

また、先ほど第13条の中で言われました指定取消云々のところですが、現在、私どもが協議をしている中で、基本計画、それから年度計画等を照らし合わせてみて、そういった状況、事例というのはありません。

以上です。

○議長（神田 直人） 原博君。

○議員（10番 原 博君） それでは、この施設の指定管理者の公募はどのようにしてきたのか伺います。

○議長（神田 直人） まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（西田 誠司君） 前回の木城えほんの郷の指定管理選定におきましては、前回4年前ですが、その時は公募を行っております。その中で、木城えほんの郷でこれまで実施してきた事業内容、それから、これからの事業等を踏まえて行いました。申込み業者につきましては、みどりのゆりかご協会の1団体のみでありました。

また、この審査会を行った中で審査員から「基本計画をもとにこれまでやってきた事業と今後の展開を考えると、こういった事業については公募する事業種ではなく、木城えほんの郷の取り組みがオンリーワンの施設、事業内容」という意見が付されており、町としても基本的な考え方のもと、木城えほんの郷を今後継続していくために公募は行わず、木城えほんの郷の絵本文化と自然を豊かに守り育て、地域住民と都市の人々との交流拡大を図り、町の振興と活性化に寄与することを目的としている現在のみどりのゆりかご協会に管理運営をお願いしたいと考えております。

以上です。

○議長（神田 直人） 原博君。

○議員（10番 原 博君） 私は、公募は、公正、公平な行政運営を実施するためにあると思います。なぜこれまでに1回しか公募をしなかったのか。この施設は、他の施設と業種が違い、

繊細で難しい業種だと思います。今の職員の皆さんの理念、信念を継承するには1年、2年では無理であり、5年から10年の期間が必要であると思います。今の職員の年齢構成についてお伺いします。

○議長（神田 直人） まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（西田 誠司君） 先ほども申したとおり、この施設につきましては、前回1回公募を行っておりますが、事業内容等を踏まえて今後は公募を行わず、みどりのゆりかご協会にお願いするということをお話しましたが、その中で事業を継続していくために、いわゆる後継者等の育成についても大事な問題だと考えております。

現在の職員の年齢構成ですけれども、個人情報の観点から年齢構成のみご報告したいと思えます。常勤の職員につきましては、70代が2名、60代が2名、50代、40代、30代がそれぞれ1名ずつとなっております。

以上です。

○議長（神田 直人） 原博君。

○議員（10番 原 博君） これまで木城えほんの郷の職責を担ってきた村長さんであります。このような特別な施設は長い期間かけて村長さんの理念を継承できる人材を育成しなければいけないと思います。

また、3月定例議会の予算審議の総括質疑の中で、木城えほんの郷の件について町長に質問したところ、村長さんと話し合いをしたいという答弁をいただきましたが、その後の結果はどのようになっているのか、町長にお伺いします。

○議長（神田 直人） 町長。

○町長（半渡 英俊君） 3月議会でそのようなお答えをしたことは認めますが、その後いろいろありまして、じっくりお話する機会はありませんでした。

ただ、私も事あるごとに木城えほんの郷に足を運んでいますので、そのときどきにはいろんなことを当然、木城えほんの郷のこれからのことも含めてお話する機会がありましたので、そういう中でいろいろお話をさせていただいています。

○議長（神田 直人） 原博君。

○議員（10番 原 博君） 令和元年度の施政方針の中で、豊かな自然環境を生かした木城えほんの郷が独自の体験事業を展開したり、その魅力を積極的に情報発信しながら、来場者の拡大と多くのリピーターが訪れるよう集客を高めていきます。また、第2期木城町まち・ひと・しごと創生総合戦略の中で、ふるさと納税等の活用により、木城えほんの郷等の観光施設のリニューアルと整備の見直しを図ると計画がありますが、これまでも多額の予算を投入し、これからも多くの経費がかかりますが、我が町の大切な財産となった木城えほんの郷の今後の計画につ

いてお伺いします。

○議長（神田 直人） 町長。

○町長（半渡 英俊君） 木城町は、ご承知のように自然に恵まれております。そして、木城えほんの郷もそういった、先ほど言いましたように、みどりのゆりかごに包まれた地にある施設であります。木城えほんの郷のホームページをごらんになったかと思いますが、私も改めて見たところであります。「みどりの深い山々に囲まれた石河内、この地の豊かな自然の中に木城えほんの郷があります。この郷は、21世紀を生きる子どもたちの感性を育む心のゆりかごです」と紹介をされています。

これらは、木城町の自然も含めて、おっしゃるように木城町の財産であります。地域資源の1つだと考えております。そして、このような思いを持って絵本文化の発信にとどまらず、今を生きる子供たちが体験できない様々な体験活動を通して、感受性の豊かな人間形成に寄与されていると確信をいたしております。

運営は、木城えほんの郷みどりのゆりかご協会であります。協会の目的には、木城えほんの郷の絵本文化と自然を豊かに守り育て、地域住民と都市の人々の交流拡大を図り、町の振興と地域の活性化に寄与すると掲げられ、そういった思いで木城えほんの郷が運営をされています。絵本文化及び木城えほんの郷文化という独特な発信をしながら、子供から高齢者までの感性を育み、さらには木城町の存在を高めていただいておりますので、現在の木城えほんの郷みどりのゆりかご協会の運営に期待もいたしておりますし、最適任の団体ではないかなと思っております。

それから、平成8年にフルオープンして24年経過をいたしました。ソフト部分はぶれずにこれまで絵本文化を発信してこられておりますけれども、ハード部分の施設等は20年たちますと、やはり老朽化が目立ってきております。やっぱり計画的に施設の長寿命化と改善、改修を考えていかななくてはいけないものだと思っておりますので、今それについては今後計画的な施設整備をしていくということで担当課のほうに指示も出しているところであります。おっしゃるように木城町の貴重な大切な財産でありますので、しっかりと継承してまいりたいと思います。

以上です。

○議長（神田 直人） 原博君。

○議員（10番 原 博君） 最後になります。くどくど言いますが、これだけ投資をして、絵本も増えて財産となった木城えほんの郷について、年齢のこと言ったらいけないですけども、私も高齢者で、いつどうなるか分かりません。だからやはりこの件については早めに若い人たちを入れてできるように。例えば教育長なり違う人なりを利用してでもいいから、いろんな人をお願いしてでもいいから、そういう話を持って行って、やっぱり早急にやっていただかないといけ

ないと思います。

町長の手腕に期待して質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（神田 直人） 10番、原博君の質問が終わりました。

○議長（神田 直人） 次に、2番の質問事項については、一問一答式により、3番、森伸夫君の登壇質問を許します。森伸夫君。

○議員（3番 森 伸夫君） 3番、森伸夫でございます。

今回は、新型コロナウイルス感染症対策ということで質問をいたしますが、まず初めに、先ほども若干ふれられましたけれども、今回の新型コロナウイルスに感染されてお亡くなりになられた全国全ての方々に哀悼の意を表しますとともに、療養中の方々にお見舞いを申し上げたいと思います。

本町におきましても、2月25日に政府の感染症対策基本方針が出されて以来、町長をはじめ職員の皆さん、そして各保育園、学校、福祉施設等の関係の皆様には、通常業務と併せて感染予防に日夜ご苦勞をいただいておりますことに対しまして、この場をかりまして、心から感謝とお礼を申し上げたいと思います。

なお、今後も長丁場の対応となることが想定されます。何とぞ町民のために頑張ってくださいをお願いしまして、質問に入ります。

最初に、感染拡大防止対策についての項目で質問をしたいと思います。

グローバル化と過度な人口集中の進行がなければここまで感染症が深刻化しなかったものと考えます。県内の感染例を見ますと、全てが県外から持ち込まれたもので、幸いにも17名の感染者で止まり、その後の感染が発生していないことに安堵しているところでございます。

いまだ謎の多い新型コロナウイルスではありますが、一般には高齢者や基礎疾患のある方々は、ウイルスに対する炎症反応が起こりやすいので、このような方々を感染から守っていかなくてはなりません。

特に、この病気の厄介な点は、無症状や軽症の人が感染していることを知らずに周りに拡散してしまうことにあります。新型コロナウイルスは、石けん、アルコールに弱いことが分かっております。こまめに石けんを使って手洗いをしたり、アルコール消毒をしたりすることで感染リスクを減らすことができます。

感染は、接触やくしゃみ、せきでまかれたウイルスを含む飛沫を自分の体内に取り込んでしまうことで感染が起こります。毎朝の体温測定、密集、密接、密閉、3密を徹底して避ける。手洗いの励行、マスクの着用と、こまめな換気、身体的距離の確保、また、今までどおり県境を越えた不要の移動自粛も気を抜かずに継続的に実施することも大事なことだと考えます。

そこで質問であります、今後の感染を防ぐ対策としまして、町民一人一人が新しい生活様式に基づいて行動することが大切で、感染を抑制しながら社会経済活動を高めていくことも必要であります。

緊急事態宣言全面解除を受けて、重苦しい生活から解放され気の緩みも感じるところでありますが、町民への徹底した感染拡大防止に向けた新しい生活様式の習慣化の意識付けと、継続的な協力を得るために、どのように考えられているかお伺いをいたします。

○議長（神田 直人） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（小野 浩司君） ただいまのご質問であります、新しい生活様式につきましては、政府の専門家会議におきまして、今ご質問でありましたように新規感染者数が減りまして、感染対策を緩められるような、地域での感染拡大を防止するために、新しい生活様式の具体的な例が、5月4日に示されたところであります。それを受けまして、宮崎県においてもその新しい様式を実践しましょうということで、チラシ等の配布が行われたところであります。

これは新型コロナウイルスの感染経路の中心が飛沫感染と接触感染ということですので、従来の生活では考慮しなかったような場においても感染予防を行うというための目的であります。

ご質問でありますその実践と生活様式の継続であります、現在、新しい生活様式の実践については、ホームページのほうでも掲載をさせていただいております。今後も引き続き徹底的に周知徹底を図るという点では、6月以降の月報等においても配布させていただきたいと思ひますし、先日は老人クラブ等の活動の中でも、木城町版の実践についてのチラシを配布させていただいたところでありますので、今後もあらゆる場面において周知徹底を図っていきたく思っております。

以上です。

○議長（神田 直人） 森伸夫君。

○議員（3番 森 伸夫君） 次に、第1段階の対策として、給付金については後で触れますが、マスクの配布と2回目の消毒液配布を行いました、全世帯に行き届いているのか、配布方法に問題はなかったのか。また、次亜塩素酸ナトリウム水溶液については、手指の消毒、家庭内のドアノブ等の消毒にということで町民へ配布しておりますが、専門家は消毒効果あるもの手指等皮膚に直接触れるような使い方はしないこと、手袋を使用すること、噴霧して呼吸に取入れないことなど、人体に影響を与える可能性が否定できないので注意を呼びかけております。

先日から子育て通信で使用方法の連絡をしているようでありますが、内容的には若干不足だと考えております。再度、町民へ使用方法について注意するように連絡する必要があるのではないかと。

また、新型コロナウイルスはアルコールに弱いことが分かっております。アルコール消毒剤を

配布する考えはないかお伺いをいたします。

○議長（神田 直人） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（小野 浩司君） まず、感染症対策において重要で大変欠かせないマスクと消毒液につきましてですが、もちろん町民の安心安全な生活を少しでも確保するということから、全世帯の配布という形を取らせていただいたところであります。

まず、マスクにつきましてですが、マスクにつきましては5月12日から各地区公民館及び役場、保健センターのほうで配布をさせていただきまして、5月末現在で対象世帯数2,097世帯中2,052世帯に配布が終わっております。配布率としましては97.8%の状況になっております。

また、消毒液につきましては、現在、弱酸性の次亜塩素酸水を配布をしております。1回目が4月13日から、2回目が5月25日から、それぞれ500ミリリットル程度の容器持参でお願いをしているところであります。

それで、ご質問がありました次亜塩素酸水の感染症対策への手指消毒用としての効果についてであります。5月29日に、独立行政法人製品評価技術基盤機構というところにあります、新型コロナウイルスに対する代替え消毒方法の有効性評価に関する検討委員会のほうの報告としまして、アルコール消毒液に替わる消毒液としての次亜塩素酸水の効果について中間報告がされたところであります。

報告としましては、現段階では、有効性を評価する上で十分なデータが集まっていないということでもあります。一部報道等では次亜塩素酸水は手指には効果がないとの見解のように報道されている場面もありましたが、一定の効果を示すデータも出ておまして、塩素濃度や酸性度等の条件によっては効果の変化が生じるため、今後も有効性の実証については検証を続けていくとされております。

もともと次亜塩素酸水は、WHO世界保健機関においての見解においても、噴霧等の人体には影響を及ぼす可能性があるということで推奨されないとしているところであります。そういったところを踏まえまして、次亜塩素酸の使用方法につきましては、原則で物資等、例えばドアノブや机、椅子等の殺菌を含めた消毒に対するものを中心にとということで、今回コスモス通信のほうでも訂正をさせていただいて周知方を行っているところであります。配布については現在も継続して行わせていただいているところであります。

最後のご質問でありますアルコール消毒液の配布についてであります。ご承知のとおりアルコールの消毒液につきましては、3月以来、品薄状態がありまして入手が困難な状態が続いております。もちろん病原体ウイルスへの効果については、消毒用エタノールの使用が一番効果があるのですが、手指皮膚への消毒用として大量の入手が出来る状況では現在までなかったという

状況であります。現在では少しずつ消毒用エタノールの入手が可能となっております、少しずつ備蓄を始めている段階であります。

ただし、現段階では優先的には保育園や小中学校のほうに提供させていただいております。また、医療機関や社会福祉施設等においても各施設事業所で確保できるという状況になっているというのは確認をしているところでありますので、今後も可能な限り備蓄を進めまして、長期化が予想される感染症対策に十分な確保を図っていきたいと思いますし、今後、各種行事、イベント等の開催も想定をされると思いますので、そういったときの提供用品としては確保をしていかなければいけないと思っております。現段階で全世帯等に配布できるほどの量を確保できているという状況ではございませんので、全世帯配布につきましては現在のところ、考えておりません。

以上です。

○議長（神田 直人） 森伸夫君。

○議員（3番 森 伸夫君） 先ほど言いましたように、消毒液配布の際に、手指の消毒ということ印刷して配っているのですが、専門家はそういった使い方はしないようにと、物、ノブ、テーブル、そういった消毒にということを言われておりますので、手指の消毒に直接されると有害なものがあるかもしれませんので、この点をもう少し付け足して、コスモス通信をやっていたらとと考えております。

それから、アルコール消毒剤については、物が無いということと、費用が多額になるようであれば全額無償とせず、有償なり一部負担としてでも適正価格であっせんしていただければ町民も安心できると考えておりますので、よろしく申し上げます。回答要りません。

次に、相談窓口としまして、給付金関係、事業者支援、子育て支援など縦割りで業務分担をされているようですが、それぞれ関連する内容もあると思います。町民の不安を払拭するために、感染防止や生活困窮世帯の相談も含めて、一元化して総合的な相談窓口の設置等はされないのかお伺いします。

○議長（神田 直人） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（小野 浩司君） ご質問のありましたように、現在までの対応につきましては、感染症対策、定額給付金関係、地域経済対策、事業者支援、農業関係支援、子育て支援等、関係します事務につきましては、それぞれの担当課において行っている状況であります。

ただし、今回の新型コロナウイルス感染症対策につきましては、2月26日から対策本部会議において、これまで計20回の対策本部会議を実施しております。

その中で、それぞれの担当課からの確認や、県と協議を進めておりまして、全庁的な形で共通理解の上で、感染症感染防止対策と地域経済活動の完全再開等に向けて現在も取り組んでいるという認識をしております。

したがって、相談窓口等の一本化ということでありましたが、基本的な感染症対策につきましては、対策本部事務局であります福祉保健課のほうを中心に、国、県の対策事業を含めた関連事業につきましては、これまでどおりそれぞれの担当課において、長期化が予想されます地域経済等も含めて、その状況を見ながら事務を進めていきたいと思っておりますし、対策本部におきましては、これからも適切かつ迅速な対策に取り組んでいきたいと思っております。窓口の一本化という形で申し上げますと、感染症対策の基本は福祉保健課のほうで受け付けるという形になると認識をしているところであります。

以上です。

○議長（神田 直人） 森伸夫君。

○議員（3番 森 伸夫君） 次に、医療体制についての項目でお伺いをいたします。

今のところ全国的に感染者も減少傾向にありますが、今秋冬に向けて、第2波、第3波が必ず発生すると言われております。その中で、我々を取り巻く医療環境は、都市部に比べて大変脆弱な状況にあると考えます。

現在、県を中心に感染症指定医療機関のほか、協力医療機関、宿泊施設での病床の確保も進められていると聞いておりますが、仮に当町に感染者が発生した場合、県との連携の中で問題なく対応ができ、町民の命を守れるのか。西都児湯地区の感染症対応病床は4床、協力医療機関が17床と聞いております。感染症指定ベッド数が4床と少ないことをどのように考えられておられるか。また、県並びに医師会とどのように連携が図られているのかお尋ねをいたします。

○議長（神田 直人） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（小野 浩司君） ご質問のありました医療体制の件であります。質問の中にありましたように、現在、宮崎県の医療体制につきましては、県内7つの指定医療機関と協力医療機関で合わせて204床になっております。

また、軽症者用の宿泊施設についても、200室が確保されているという状況で、西都児湯圏域につきましては、ご質問の中にありましたように指定医療機関が4床と協力医療機関17床、合わせて21床という形になっております。

万が一、感染者が発生された場合の県医療機関、医師会との連携ということでありましたが、基本的には管轄します高鍋保健所のほうが主体的に動かれるということになりますので、県の感染症対策室並びに高鍋保健所等の判断により、その方の重症度合い、重症、中度症、軽症等、症状の状況に応じて県内の発生患者等にもよりますが、指定医療機関等の入院については判断をされると思います。

したがって、西都児湯圏域の4床であったり17床が体制的にどうかという形ではございますが、現在も県内合わせて指定医療機関につきましても31床という形でありまして、協

力医療機関等で現在204床となっております。

西都児湯圏域という捉え方もあるかと思いますが、県としましては一応、県全体を、県央、県南、県西、県北という形のエリアで振り分けてらっしゃいますので、今後も県全体でそれぞれ指定医療機関と協力医療機関で231床を目標とされておりますし、軽症者の宿泊施設としても350室まで拡大をすることになっておりますので、そういった対応で万が一発生した場合は対処をしたいと考えております。

以上です。

○議長（神田 直人） 森伸夫君。

○議員（3番 森 伸夫君） 直接、町が、行政が病院を持っていませんので、なかなか悩ましいところではありますが、当町に必ず感染者が発生することを前提として、町民が安心できるように県や医師会と連携を深めながら、出来る限りの医療体制の拡充や検査体制の充実を図ることが重要だと考えております。

次に、病院での感染を広めないためにも、異常を感じたら直接病院に行かず、かかりつけ医なり保健所に電話で相談、指導を受けることが重要だと思いますが、どのように町民に周知していくのかお伺いします。

○議長（神田 直人） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（小野 浩司君） 相談の窓口等につきましては、ご質問がありましたように、これまで帰国者接触者相談センターとして、西都児湯エリアにつきましては高鍋保健所のほうに電話相談窓口が設置をされておりました。

しかし、5月20日からになります。県庁並びに各保健所での帰国者接触者相談センターのほうで、これまでの様々な相談件数、相談内容等に対応するためということで一本化をされまして、新型コロナウイルス感染症健康相談センターという形になりました。この情報につきましては、ホームページのほうにも掲載をしているところであります。

ただし、これまでどおり各保健所においても救急的な対応並びに医療機関からの連絡等を受け付けるという体制はとられていると聞いておりますので、新型コロナウイルス感染症の相談センターと併せて、これまでどおりの高鍋保健所内の相談窓口について、引き続き周知を図っていきたいと思っています。

ただし、これまでも町民の方から、福祉保健課内、保健センターであったり、高齢者は地域包括支援センターのほうにそういった旨のご相談をいただいているケースは多数あります。そういった場合にも、かかりつけ医を持っている方については、かかりつけ医のほうにご相談していただくなり、病状の長期化が見られる場合にはその旨、高鍋保健所におつなぎをしたりという形で対応をさせていただいております。そういったところを今後も周知徹底を図っていきたいと考え

ております。

以上です。

○議長（神田 直人） 森伸夫君。

○議員（3番 森 伸夫君） 拡散と医療崩壊を起こさないための原則だと思います。継続的に周知徹底をしていくことが重要だと考えております。

次に、小中学校の運営について質問をいたします。

社会を建設するのに一番の力は何か、政治、経済も大切ですが、その全てを担うのは人間であり、人間形成の基礎を育む教育であると常々思っているところではありますが、今回の新型コロナウイルス感染は、教育部門まで大きな影響を広げているところでもあります。

政府の方針により、3月2日から一斉休校の要請に始まり、その後の緊急事態宣言の拡大による休校延長の中で、5月24日まで臨時休校となり、その間、感染症対策を講じながら分散登校など、登校日を設定して、一部学習活動が行われ、先般、5月25日からようやく学校再開となったところでもあります。今後は、万全な安全対策を講じ、この新型コロナウイルスと共存しながら、教育活動を進めていくことが大切であると考えております。

異例の長期休校で、子供たちの生活リズムの乱れやストレスが増加している中、授業の大幅な遅れをどのように見直していくのか。また、感染防止の中で当面する夏休み、運動会、体育大会、修学旅行、文化祭、海外派遣事業等々の行事について、工夫してやれるものはできるだけ実行してほしい。代替え案も含め子供たちのために前向きに検討いただきたいと思いますが、どのように考えられておられるか。

先般、文部科学省から小6と中3を対象外とした上で、年度内に予定していた学習を終えることが難しい場合は上級学年に繰り越しし、複数年で遅れを解消することを特例として認める通知があったと聞いておりますが、どのような対応となるのかお伺いをいたします。

○議長（神田 直人） 教育長。

○教育長（恵利 修二君） 新型コロナウイルス感染症拡大防止のために、臨時休校となったことによる学習の遅れについてでございますけれども、各学年で欠時数の違いはありますけれども、平均時数でいきますと、小学校では4.5時間、中学校では5.1時間の欠時数とのことであります。児童生徒に過度な負担とならないように配慮しつつ、年度内での予定時数の履修を目指していきたいと考えております。

このために今年度の夏季休業期間についてでありますけれども、1学期終業日を2日遅らせ、2学期始業日を3日早め、合計で5日間の夏季休業期間の短縮を予定しております。また、学習の遅れまたは未履修などが決して起こらないように学校と協議し、指導の徹底を図っていきたいと考えております。

また、各種学校行事についてでございますけれども、国、県から出される学校における感染症対策に関するガイドライン等を参考に、適切な対策を講じた上で、可能な限り実施することを考えております。

なお、今後の感染症の発生状況により、実施時期の変更、規模縮小、場合によってはやむを得ず中止となることもあるかと考えておりますが、繰り返しますが、できるだけしっかり学習、体験活動、行事等に取り組んでいきたいと考えているところでございます。

以上です。

○議長（神田 直人） 森伸夫君。

○議員（3番 森 伸夫君） もう1点、文部科学省から通達があった特例で——これについてはその学年で消化できるということですね。わかりました。

学習の遅れを夏休みの短縮でということについては、私どもも想定をしておりました。教育現場には大変ご苦勞をおかけしますが、過度の知識の詰め込み教育とならないように、子供の安全、健康面を第一に見守ってほしいと考えます。また、大変暑い時期になります。熱中症予防のためにマスクの着脱と水分補給と、十分にそのあたりもご配慮いただきたいと考えているところでございます。

次に、オンライン授業についてお聞きします。

生活リズムの維持や孤立感の解消など、オンライン授業には様々な可能性があるということですが、同時方向型のオンライン授業が実施できる学校は全国で5%と聞いております。

その中で、西米良村は以前から一部整備が進んでいたものの、今回の休校措置がとられた3月以降に、村が費用を負担して環境を完備し、オンライン授業をスタートしたと聞いております。

文部科学省も、2023年度までに、小中学生に1人1台のパソコンを配備する計画を持っていましたが、前倒しで今年度末までに実現をする方針を決めたようです。

本町も2023年度の義務教育学校の開校に向けて整備することになっておりましたが、全国的なオンライン授業への移行を受けて、ネット環境の構築や多額の費用など、各家庭の事情もあり、導入には多くの壁もあると思いますが、新型コロナウイルスだけではなく、自然災害時の対応等も含めて前倒しで導入すべきと考えますが、本町の今後の取り組みについてお伺いします。

○議長（神田 直人） 教育課長。

○教育課長（平野 大輔君） ご質問のありましたオンライン授業についてでありますけれども、現在の本町における学校でのICT教育については、現在の校舎内において既にインターネットの環境のほうは整備が済んでおります。せんだって電子黒板についても予算をお認めいただきまして、導入を済ませたところであります。

議員のほうから質問のありましたように、今般の新型コロナウイルス感染症の流行後、早期に終息させ

るために、全国の学校において臨時休業等が行われたところであります。

文科省のほうにおきまして、学校の臨時休業における子供たちの学びの保障、これを保障するために令和5年度達成としていました義務教育段階での1人1台端末、高速大容量の通信ネットワーク、この整備についていわゆる「GIGAスクール構想」ですけれども、前倒しするとされました。

本町においてはということでありまして、家庭におけるオンライン授業には高速大容量の通信ネットワークも必要とはなってくるところではありますが、今年度はこの補助事業を活用いたしまして、小中学校の児童生徒への1人1台の端末を目指したいということと考えているところであります。

以上です。

○議長（神田 直人） 森伸夫君。

○議員（3番 森 伸夫君） 次に、ゲーム、ネット依存について、12月の定例議会一般質問で、学力向上の観点から学校現場への指導について質問したところでありますが、今回は新型コロナウイルス感染拡大による休校が長期化し、やむなく自宅で過ごす時間が増え、全国的にはネット動画視聴やゲーム依存による生活リズムが崩れ、通常の生活に戻れない可能性の子供もいると聞きますが、実態をどう把握され、どのように学校現場に指導されるかお伺いをいたします。

○議長（神田 直人） 教育課長。

○教育課長（平野 大輔君） 学校の一斉臨時休校が続いたこともありまして、児童生徒に係る生活のリズムが一部乱れつつあるというような報告を学校より受けた経緯がございます。これは、各家庭におけるインターネットやゲームの使用時間、またはテレビの視聴時間も一部関係してくるのではないかなと思われております。

昨年の小中学校のデータでございますけれども、1日の携帯電話、スマートホンの使用時間について、小学校の児童においては90分を超える使用率が全体の35%、中学生では45%に達しているというような調査結果が出ております。

このような状況もございますので、以前よりゲームやインターネットの使用につきましては、参観日の学級懇談や学校だより等をおしまして、全家庭に向けて家庭内でのルールを作ってください、それから役割等について、事あるごとに啓発活動をしているところであります。今年度も昨年度に引き続き、各保護者に対しましてお願いをしていきたいと思っております。

以上です。

○議長（神田 直人） 森伸夫君。

○議員（3番 森 伸夫君） 前にも申し上げましたように、このことについてはあくまでも家庭で管理する保護者の役割が重要と考えております。

家庭での目標を決める、使用時間を決める、早起き、早寝、朝ごはんを励行し、生活リズムを整えるなど、今まで以上に保護者と連携を図って、学校生活の中でも指導をいただきたいと考えております。

次に、今回のコロナ騒動で子供たちはかなりストレスを感じていると思います。子供の問題行動専門家は、通年の夏休み明けに自殺が増えるように、今回の学校再開後にいじめや自殺が増加することに懸念を持たれ、不登校になる恐れもあると心配をされております。いじめ等の現状把握と子供の心のケア対策について、どのように学校へ指導をされているかお伺いします。

○議長（神田 直人） 教育長。

○教育長（恵利 修二君） 議員のご指摘のとおり長期休業明け、特に夏休み明けには全国的な傾向としまして、18歳以下の自殺件数が最も多くなっております。不登校につきましても長期休業明けに増加する傾向があります。これらは、自分に対する自信または自己肯定感の低さ、なさ、または新しい生活への不安などが原因として考えられます。また、自殺の引き金には、いじめ等を背景にした学校生活への不安が原因の1つとして考えられるようであります。今回の新型コロナウイルス対策の中でも、このような問題行動の発生が考えられたところではありました。

そこで指導の現状であります。登校が始まりました4月の下旬に、中学校では学校生活等での不安はないかなどの意識調査を行い、小学校においても一人一人に声かけや心配りをしっかりと行い、特に小学校1年生などは生活や学習習慣などきめ細かく丁寧に指導していただいております。登校についても段階的に学校生活に慣れるようにし、給食もしっかりとらせるようにするなど、安心して学校生活を送れるように配慮したところであります。

また、いわゆる「コロナいじめ」と言われる問題が発生することも予想されましたことから、未然に防止するために、学年段階に応じた道徳の指導資料を教育委員会で作成し、必ず指導して、いじめ問題が起こらないように徹底を図ったところであります。

現状であります。まず学校を楽しみにしている子供たちがほとんどで、ほぼ全員が元気に登校し、学校生活を送っているところであります。

今後とも、年間を通して子供に寄り添い、意識調査や個別相談の時間を定期的に設けながら心のケアを図ってまいります。

さらに、安心安全な学校生活が保たれるよう、各家庭との連携を図りながら、指導の徹底を図っていくよう学校に指導してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（神田 直人） 森伸夫君。

○議員（3番 森 伸夫君） 最後の項目になりますが、地域経済への影響と支援対策について質問をいたします。

まずは現状把握が重要だと思います。現時点での町内経済への収入減少等の影響の状況と、その収入減少の内容を個別に把握されているのか。厚生労働省は、コロナ関連での解雇や雇止めが全国で2万人を超えていると発表をしましたが、町内の雇止め等による生活困窮者の状況についても把握されているのか。また、その中に破綻につながるような案件もあるのか伺います。

○議長（神田 直人） まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（西田 誠司君） 今回の新型コロナウイルス感染症に伴う町内の経済状況についてであります。全国、国民全体が新型コロナウイルスに係る部分で自粛ムードの中、木城町内においても飲食店業、それから宿泊業をはじめ製造業や林業等にも影響が出ております。

具体的な数字についてであります。現在、本町で把握できているものとしまして、県が小規模事業者継続給付金の申請を受け付けておりますが、それに係る利子補給を木城町のほうで予定をしております。それに関係する申請書の中の信用協会への認定業務作業を行っております。その事業につきましましては、6月5日現在で16件の申請が出ております。

それから、本町に係る部分としまして、利子補給、制度資金を借り入れた場合の利子補給を実施する予定にしておりますが、これに係る保証協会への認定業務作業を本町のほうで行っております。まちづくり推進課のほうで行っております。その認定作業で証明を発行したのが4件となっております。

いずれについても給付金の申請、それから貸付申請につきましましては、直接、事業者が金融機関なり県等に申請することになっておりますので、最終的な給付であったり借入額であったりというのは今のところわかっておりません。ただ今後、借入金につきましましては、当然、利子補給が発生してきますので、認定になった段階で町のほうにはその結果というのが出てくると思います。

現在、確実に把握できる状況はそこまでですが、今後この経済に係る影響というのは長引くと私たちも想定をしております。その中で、国、県、それから商工会等と連携を取りながら、そういった地域経済の状況、情報等を共有していきたいと思っております。

以上です。

○議長（神田 直人） 森伸夫君。

○議員（3番 森 伸夫君） 誰一人として町内から破綻者並びに破綻事業者を出してはならないと考えます。そのためには、国、県、町と連携して支援対策が重要だと思いますが、現状の支援対策について、国、県の支援対策と一元的に把握するような体制となっているのかどうかをもう一度確認したいと思います。

○議長（神田 直人） まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（西田 誠司君） 先ほども申したように、今回の新型コロナウイルスの経済対策については、国、県、私たちもですが、手探りで進めているような状況であります。その

中でいち早く、国、県等が実施している事業等につきまして、私たちも今後情報を共有するとともに、それによって町の支援策というのにも決まってくると思いますので、より密に県と商工会、関係機関等の連携をとっていきたいと考えております。

以上です。

○議長（神田 直人） 森伸夫君。

○議員（3番 森 伸夫君） 生活困窮者という関係では、社会福祉協議会等の受付状況というのはどうなっているのか教えていただきたいと思います。

○議長（神田 直人） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（小野 浩司君） 県の社会福祉協議会が行っております生活資金貸付事業であります。受付が各市町村の社会福祉協議会ということでありまして、現段階では小口の貸付等も含めまして5件の申請があったという報告を受けているところであります。

以上です。

○議長（神田 直人） 森伸夫君。

○議員（3番 森 伸夫君） 町民が、国、県からどのような支援を受けているのか、受けられるのか、町が一元的に総体的に把握できないと、先ほどもありましたように町としてもその後の支援策がなかなか打てないと考えますので、国、県、関係機関と連携を図るようお願いをしておきたいと思います。

次に、スピード感と長期的な視点に立った支援が必要になってくると考えます。本町では、第1段階の支援としまして、町税並びに水道料の支払猶予、資金利子補給、全世帯へのマスクと消毒液の配布、飲食・宿泊業者を対象にした激励給付金の支援、さらには消費の後押しと経済の活性化を目的に、町内飲食店使用限定を含めた3割特典付きプレミアム商品券の販売を行いました。今後の支援対策について具体化しているものがあればお聞きしたいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（神田 直人） まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（西田 誠司君） 先ほどご質問のありましたスピード感を持って取り組むということで、本町としましては、飲食業、それから宿泊業、こちらに対しまして激励給付金、それからプレミアム商品券の1か月前倒し等を行っております。

今後の施策についてですが、先ほど申したように県と連携していく必要が十分にあります。その中で県と一体となって取り組む内容としまして、県の事業になりますが、宮崎県プレミアム食事券発行事業、それから併せまして宿泊プランづくり事業ということで、これは県内の今回の新型コロナウイルス感染症に係る多大な影響を受けた飲食店、それから宿泊業を支援するためのプレミアム付きの商品券等となっておりますので、こういったものに町内の事業体が積極的に取り

組む、登録できるように、あるいはまた購買等を進めていくような展開をやっていききたいと、商工会と一緒に実施していききたいと考えております。

また、今後の経済対策についてですけれども、せんだって、5月22日に関係団体を集めましてこれまでの取り組み、それから今後の対応等について意見交換を行ったところです。その中で商工会のほうからは、現在の町が発行しておりますプレミアム商品券につきましては、使用期限が11月いっぱいまでとなっておりますので、それ以降、12月以降の新たな支援策等も検討していただきたいという旨のご意見をいただいておりますので、今後のウイルスの感染、第2波、第3波の状況にもよりますが、関係機関と協議をしながら、この経済対策は継続して実施していききたいと考えております。

以上です。

○議長（神田 直人） 森伸夫君。

○議員（3番 森 伸夫君） 同じ質問ですが、今後の支援対策をどのように計画、具体化しているものがあるか、町長いかがでしょうか、お伺いします。

○議長（神田 直人） 町長。

○町長（半渡 英俊君） 今後のことにつきましては、今議会に上げている部分、例えば、もし感染者が出た場合の消毒作業が出てくるわけですが、個人の事業者もしくは個人の家、なかなか難しいということで、それについては町予算のほうで組んでおりますので、それに対応していききたいと思いますし。

国が行いました特別定額給付金。一律10万円、1人ずつ支給をしたところではありますが、要件は4月27日現在にいらっしゃる方が対象になっておりますので、特に子供さんにつきましては、4月28日から明けて4月1日までに生まれたお子様については同じように10万円を支給するというのを今議会に上げておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

それから、次の第2弾、第3段階としましては、私自身としましては15項目を今、頭に描いておりますので、そういったことを含めて、例えば飲食業、それから宿泊業を営む人たちにとっては新しい生活様式に準じた施設改修等も出てくるだろうと思ひますので、そのあたりをしっかりとサポートしていききたいと思ひます。この後11日の午後に、臨時課長会と対策本部会議を招集する予定になっておりますので、そこで皆さんの意見を聞きながら決めていききたいと思ひます。

とにもかくにもそういった部分で、日々刻々と状況が変わる中でスピード感をもってやっていかなくてははいけませんので、その都度考えてしっかりと、できるだけ専決はしない方向で、臨時会を開いていただいて議員の皆様方のご理解をいただひて進めていききたいと思ひますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

それから、農業関係もじわりじわりと来ております。特にお茶、それから畜産農家、それから

林業関係、減っておりますので、そのあたりもやはり公的な支援、現物資金といいたいまいしょうか、現物で支援をする方向で今検討しているところです。

以上です。

○議長（神田 直人） 森伸夫君。

○議員（3番 森 伸夫君） このコロナ禍によりまして国が発令した緊急事態宣言の影響で経済活動が停滞し、農畜産物は全国的に消費が減り、価格が下落をしております。今後は、国産農畜産物の消費拡大が必要と考えるところであります。特に和牛枝肉はインバウンド需要減少や、外出自粛に伴う外食産業での消費低迷と併せて消費者の節約志向も高まり、安価な輸入牛肉が増加し、枝肉相場低迷に追い打ちとなっているところであります。併せて連動しまして子牛価格も急落をしております。

町内の肥育農家についても、肉用牛肥育経営安定交付金制度、牛マルキン制度によります一部補填があるものの、赤字を全て補完する状態にはありません。このまま長期化すると経営の維持が危ぶまれる状況にあると考えます。畜産農家の経営支援と併せて、J Aと連携して農畜産物の消費拡大運動の実施、また、ほぼ全ての町民に対する生活支援として水道料の免除や減額、そして子育て世帯を対象にした支援対策等を行う考えはないかお伺いをいたします。

○議長（神田 直人） 産業振興課長。

○産業振興課長（淵上 達也君） 子牛の価格の低迷ということに関しましては、今までの子牛の価格の高騰で、肥育農家の経済的な部分で非常に影響があったという部分がありますので、子牛の価格が幾らになったから落ち着くかというのは判断が難しい部分があると認識しております。

それで、本町の単独で行います肉用牛生産基盤強化促進事業において、一貫経営体制を支援する事業の補助金として、県内の家畜市場で導入した3歳未満の黒毛和牛を導入する場合には、1頭当たり10万円、また、自家保留で5万円、また、肥育素牛を導入した場合には木城町地域内一貫体制推進事業補助金として、町内で生産され児湯家畜市場において上場され、おおむね12か月以内の子牛について導入する場合は1頭当たり10万円の補助を設けております。これに関しては、昨年度までは5頭までという補助でしたが、本年度から7頭まで引き上げさせていただいております。

また、他に繁殖優良素牛を導入する場合には、農家が品評会等で上位入賞をした牛を導入または保留する場合にも別途補助金を設けているところでもあります。

また、畜産振興資金として繁殖素牛乳用牛素牛については2頭まで、1頭当たり70万円。また、肥育素牛についても年間60頭まで、1頭当たり15万円。豚においても繁殖豚年間30頭まで1頭当たり10万円を無利子で融資しているところでもあります。それにおいて本年度の償還分につきましては、今回の補正予算として計上させていただいておりますが、最大1年間の償還

の猶予を検討させていただいているところであります。

また、消費の面におきましても、宮崎牛の消費拡大を一般消費者にお願いしており、学校給食においても年3回の県産和牛の購入予算を今回計上させていただきました。

また、野菜部門等についても、マンゴー等の高級食材等には影響が出ていると判断しておりますが、農協等の資料等もありますが、今回ステイホーム週間ということで、家庭の中において食事をする、それから接触を避けるために買いだめをするというような傾向があったのかもしれませんが、野菜等については余り金額的な影響は出ていないと伺っております。

ただし、農協等が町と連携して、商品を拡大していく部分については補助をしてもいいというような話も出ておりますので、今後農協等と連携して消費拡大につながるような行動は検討をしていきたいと考えております。

○議長（神田 直人） 森伸夫君。

○議員（3番 森 伸夫君） 先ほどの質問の中にありました、今の消費拡大云々については強くお願いしたいと思っております。

それと生活支援、子育て支援についてご回答をお願いします。

○議長（神田 直人） 総務財政課長。

○総務財政課長（萩原 一也君） 子育て支援につきましては、先ほど町長のほうも申されましたとおり、今回、国の特別定額給付金、4月27日現在の住民登録の方にしか支給されなかったわけですが、28日以降、出生されたお子様にもこれを町単独で給付したいという案を現在、今6月議会に補正予算のお願いしているところでございます。

以上です。

○議長（神田 直人） 森伸夫君。

○議員（3番 森 伸夫君） 質問の中に折り込んでおりましたが、生活支援として水道料の免除や減額、そういったことはしないのかという質問したのですが。

○議長（神田 直人） 環境整備課長。

○環境整備課長（吉岡 信明君） 環境整備課は住宅料、それから上下水道を担当していますけれども、現在、住宅料、上下水道料につきましては、4月分から7月分、4か月分ですが、これを最長4か月間の支払猶予を現在行っております。

減免につきましては、県内の状況は、宮崎市、それから新富町、美郷町が、いろいろ条件はあるんですけども減免をやっておりまして、今のところ県内では、この3市町が減免をやっている状況でございます。

以上です。

○議長（神田 直人） 森伸夫君。

○議員（3番 森 伸夫君） やっぱり水道料の支払猶予等については後で支払わなければならないので、支援にはならないと私は思っております。水道料の免除や減額については前向きにご検討いただけたらと考えております。

それから、子育て世帯を対象にした、後で出てきますけれども、国の臨時特別給付金もありますけれども、特にひとり親の子育て世帯については支援が必要ではないかと考えております。これも併せて前向きにご検討をいただきたいと考えております。

次に、国の子育て世帯への臨時特別給付金の支給処理並びに一律10万円の特別定額給付金について、職員の事務負担も大きくご苦勞をいただきましたが、ほぼ完了に近い進捗状況と聞いております。今までの給付処理の中でトラブル等は発生していないのか。添付書類のコピーなど申請手続きがスムーズにできない人への支援は問題なかったのか。申請期限は8月18日となっておりますが、今後、未申請者の対応はどうされるのかお伺いします。

○議長（神田 直人） 総務財政課長。

○総務財政課長（萩原 一也君） 国の特別定額給付金につきましては、6月5日現在で申請率が95.92%となっております。

申請種類別では、郵送申請が最も多くて80.2%、役場の窓口での申請が16.7%、オンライン申請が3.1%ということとなっております。

申請の受付を開始してから現在までに特にトラブルは発生しておりません。電話による問い合わせで書き方が分からない方においては電話での対応によることで問題は生じてないところです。

また、コピーをどこですればいいのかなどの相談もございましたが「役場でできますよ」とお伝えした場合には、役場に來られて申請をされた方もいらっしゃいました。

申請受付を開始した当初は、混雑を避けることと申請者の利便性を考慮しまして、庁舎の玄関前においてドライブスルー方式での申請受付も行ったところです。

現在、未申請の方も若干いらっしゃいますので、定期的にコスモス通信にて申請の呼びかけを行いまして、申請期限までの残り日数などを考慮して個別に文書による対応をしたいと考えております。

また、高齢者等のひとり世帯など、申請が困難かと思われる所につきましては、福祉保健課または包括支援センターと連携しながら、今後申請受付を進めていきたいと考えております。

以上です。

○議長（神田 直人） 森伸夫君。

○議員（3番 森 伸夫君） それで、先ほど、今、新聞等でにぎわしております家族内でのトラブルといいますか、認知症関係で、その人に行き届かないというような給付の内容等は今のところないということですね。

それから、先ほどの添付書類のコピーとか、そういった申請手続について、例えばコピーを、どこでどのようにしたらいいかわからないと、高齢者の方がかなり苦労されたというか、困ったということを事実確認しておりますので、細やかなところにやっぱり目配りも必要かなと考えているところでございます。

質問ではありませんけれども、今回のコロナ禍で食料自給の重要性を再認識したところでございます。中国からの輸入に依存してきたマスク不足が、世界中で奪い合いになっておりました。危機に瀕して一国の指導者がとる政策は自国優先主義であることが露呈し、世界的にも異常事態が発生すると、今回はありませんでしたけれども食料の輸入も期待できなくなる可能性も個々にあります。

日本の食料自給率は、生産額ベースで66%、カロリーベースで37%、先進国で最低水準であり、危機に対して耐え難い低い水準であります。今後、これらの食料供給の体制をどう構築していくか、農業のあり方を国民全体で真剣に考える時期が来ていると考えます。決して農業を衰退産業にしてはいけないと強く思うところであります。食料危機に備えて、食料増産と備蓄の強化が急務であります。コロナ禍は、インバウンド消費への依存や国内の食料自給率37%を見直すチャンスでもあります。食の安全安心、地産地消に取り組み、自給率の向上に努めるべきだと今回思ったところであります。

最後になりますが、今回の一律10万円の定額給付金につきましては、大変高額支給であり、できる限り町内で使用してもらうことが、地域経済の活性化と支援につながるものと考えます。

以上、全町民に地域活性化への協力をお願いをしまして、質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（神田 直人） 3番、森伸夫君の質問が終わりました。

○議長（神田 直人） 次に、3番の質問事項については、一問一答式により、2番、桑原勝広君の登壇質問を許します。桑原勝広君。

○議員（2番 桑原 勝広君） 2番、桑原でございます。

今回の新型コロナウイルス感染症は、今も全世界に広がっている状況でございます。

日本では、5月25日に緊急事態宣言が解除されましたが、今後、我々の動きによっては、第2波がやってくる可能性があると思われれます。いかんせん、木城はまだ発生していませんが、日々、今やっていることをしっかりと、手洗い、手の消毒、マスクの着用、外から帰ったときのうがいを基本にやることしかないと考えております。

木城町における新型コロナウイルス感染対策について、町民へ訴える町長の基本方針、またこれまでの緊急対策の事業内容が、国、県、町と混同して分かりにくい部分が多く、私たちはどこ

を見ていけばよいのだろうかという、探しているうちに疲れてしまうという意見がありました。

今の町の広報として、インターネットのホームページ、コスモス通信、月報とありますけれども、もっと分かりやすく、その場の原点のまとめたものがあつたほうがよかったと思います。

高齢化率の高い我が町は、高齢者がホームページを見る機会がどれほどあるのでしょうか。コスモス通信は、聞く機会を失えば内容は分からず、録音を聞けばと思いますが、聞かずと。月報は、月1回の発行でございます。

緊急を要する新型コロナウイルス感染対策は、スピード感が大事だと町長も言っておられましたが、それを伝えるすべがなかったのではないかと思います。職員の皆さんが知恵を絞って頑張っていることが伝わらない現状です。すると、それが、町長、行政、議会の批判となってくるのであります。

今後、このような緊急事態のときは、高齢者にも分かる、きめ細かな分かりやすい広報を行うことが必要と思いますが、いかがでしょうか。

○議長（神田 直人） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（小野 浩司君） まず、ご質問がありました、国、県、町の情報等が混同していると。分かりにくいということでありましたが、まず、今回の感染症対策は、先ほどのご質問にもありましたように、基本的には国の基本的対処方針と、県の対策本部において決定されました宮崎県の対応方針を踏まえ、木城町の町内の状況等を踏まえながら、町の対応方針を決定することにしておりまして、基本的なホームページの掲載につきましても、そういう形をメインとしてお流しさせていただいております。

ホームページの中も、その後に各課の情報ということで、国、県の事業であったり、市町村の事業を掲載させていただきまして、今回の例えば定額給付金であったり、子育て世帯の特別給付金であったり、その主要事業につきましても、その都度、コスモス通信も含めて、分かりやすく広報をさせていただいているというのが現状であります。

中にありました、高齢者に分かりやすくということでありましたが、そういった現在行っていますホームページ、コスモス通信、毎月の月報の周知以外に、高齢者につきましては、福祉保健課、または地域包括支援センターにおいて個別に対応をさせていただいたり、対象者が限定されるものにつきましては、電話や訪問により周知も随時行っておりますので、そういった適宜の相談には対応できているのかなと思っております。

以上です。

○議長（神田 直人） まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（西田 誠司君） 先ほど言われました広報の関係ですけれども、おっしゃられるとおり、緊急事態だからこそ町民に広く、それから、また分かりやすくきめ細やかな情報提

供を行っていくということは非常に大事なことだと思っております。

まちづくり推進課関係につきましては、国、県、町のいわゆる経済支援的な部分の情報等をホームページ、それから月報、コスモス通信等で発信しておりますが、直接、該当事業体、該当しそうな事業体につきましては、商工会等と連携して文書等で発送しておりますので、そういったところで確認できればと思っております。

以上です。

○議長（神田 直人） 桑原勝広君。

○議員（2番 桑原 勝広君） 分かりました。先ほど言っています、きめ細かなというのは、文書を発信したからとか、インターネット載せているからという、それで発信しましたよという形ではないと思います。それを見ているか、見ていないか、どう見せるか、ということもありますので、今後よろしくお願ひしたいと思ひます。

続きまして、4月の臨時会の会議の中で、町内の飲食業・宿泊業を営む事業所、21事業所に対して支援を行うということで町長言われましたけれど、実際は14事業所だったと思ひますが、その変更理由を教えてくださいということと、再度確認になりますが、木城町民への新型コロナウイルス感染症の拡大を、これからも共に防止しようと呼びかける生活応援のための支援は、今後されるのでしょうか。

西米良村、都農町は先駆けてやりました。長期戦の戦いになりますので、5月31日に売り出したプレミアム商品券とは別に、町内の消費を町民全員で盛り上げることが必要であると思ひますが、町長いかがでしょうか。

○議長（神田 直人） まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（西田 誠司君） 町単独で実施しております激励給付金についてですけれども、今年の5月に飲食業、それから宿泊業激励給付金ということで、補助金交付要綱を制定したところです。

その中で、目的としまして、新型コロナウイルス感染症の多大な影響を受けている町内の宿泊業・飲食業を営む事業者を支援、応援するというところで設定しております。

この中で、対象者におきましては、1、町内の飲食店業（イトインコーナーを除く）または宿泊業を営んでいる事業者。2つ目としまして、令和2年4月1日現在で営業を行っており、かつ今後も継続して営業を行う意思のある事業者としております。

また、今後の対策についてですけれども、先ほどご質問があった内容でお答えしているのですが、県が取り組みます宮崎県プレミアム付食事券であったり、プレミアム宿泊券、このようなものを県と一緒に連携して取り組んでいくということと、せんだって5月22日に意見交換がありました。継続しての現在の木城町プレミアム商品券の後の経済対策について、関係機関、それ

から商工会等と、今後検討、協議していきたいと考えております。

以上です。

○議長（神田 直人） 桑原勝広君。

○議員（2番 桑原 勝広君） 先ほど質疑の中で、11日にまた会議を行うということですので、具体的にそこで決めていただいて、商品券以外の分を実施して盛り上げてもらいたいと思います。

次に、国より、先ほど言われています特別定額給付金10万円が出て、5月31日に販売された木城町プレミアム商品券の町内用の売行きは完売でよかったと思いますが、町外用があと350冊ぐらい残っていると聞いております。

町内の方から、それでもいいから売ってほしいとの要望が多数あると聞いています。

また、県も、先ほど言われていましたように、各市町村向けの宮崎県プレミアム付食事券を6月12日に販売すると言っていますので、残っている商品券を、この販売の影響を考えると、早く売れるときに売ったほうがいいのではないかと考えているのですが。

ただ、計画時の企画もあるということで、なかなか売れないということでしたが、緊急時ということで臨機応変に対応すべきだと思いますが、町長いかがでしょうか。

○議長（神田 直人） まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（西田 誠司君） 先ほど言われました、木城町が今回、1か月前倒しで、木城町プレミアム商品券の販売を5月31日に実施したところです。町内向けにつきましては、1万冊、2日目に完売ということで、大変好評な売行きでありました。

今回は、初めて新型コロナウイルス感染症対策に係る町内の商店街の経済浮揚ということで、町外向けの木城町プレミアム商品券を販売しました。これのプレミアム率は町内のよりも1割ほど落として2割で実施しています。今回の趣旨目的は、町外からの外資の獲得ということを目指しております。

また、木城町プレミアム商品券の販売事業につきましては、事業実施主体が木城町商工会となりますので、そちらでの確認になると思うのですが、町としましては、現在残っている町外部分については、このまま町外向けに販売していただきたいと考えております。今後の町の外資獲得の方針等の分析結果等にもつながると思いますので、今回はそういった対応を考えております。

それと、県が実施します宮崎県プレミアム付食事券等の発行等の影響等についてですけれども、県が発行している商品券につきましては、使えるお店というのが飲食店業になっております。限定されるということと、今回、木城町プレミアム商品券にも、プレミアム率の一部、食事券は、使えるお店が限定されるようになっておりますので、それがすべからく一致する部分ではないので、影響はないと考えております。

また、県の事業につきましては8月いっぱい、町の事業につきましては11月いっぱいという

ことで、それを加味したときに影響はない、むしろ相乗効果的なものをもって、県内、町内の経済浮揚につながると考えております。

以上です。

○議長（神田 直人） 桑原勝広君。

○議員（2番 桑原 勝広君） 今回、木城町プレミアム商品券の目的というのは、町内の景気回復を図ることだと思っておりますが、その発行事業加盟店について、町内全域の事業所が対象であると思っておりますが、加入の相談もなかったという事業所もあります。

そこが、先ほど言われた木城町商工会との連携になるのですが、その確認は最終的にはどこがすべきだったのか、告知方法はそれでよかったのかという反省をして、次の県の加盟店のこともありますので、スピード感をもって対応していただきたいと思っております。

また、県の加盟店でありますけれども、あまり少な過ぎると木城町の券を購入してもらえない。木城町の経済効果も薄れてきますので、加盟店の協力広報についても、しっかりしていくべきだと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（神田 直人） まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（西田 誠司君） 木城町プレミアム商品券の加盟店につきましては、先ほど言いましたように、事業につきましては木城町商工会が事業実施主体となっており、木城町からはその相応分、プレミアム分について補助金を出しております。

実施に当たっては、木城町商工会がしています。当然、店舗等につきましては、事前の登録が必要となり、まず商工会会員の店舗に対して、プレミアム商品券の加盟店の登録のお願いをしているところです。

また、木城町商工会に加入していない事業所につきましては、随時、木城町商工会で受付をしておりますので、木城町商工会に加入せずに、木城町プレミアム商品券の使える加盟店登録をしまして、手数料を支払うことで、随時使えるようになるそうです。そういった事業所があるのであれば、木城町商工会のほうに相談されるものと思っております。

以上です。

○議長（神田 直人） 桑原勝広君。

○議員（2番 桑原 勝広君） 結局、木城町商工会に任せていることになるのですが、その辺りの責任というのは、やっぱり確認は行政のほうがするのではないかと私は思っています。

どこまで入っているかどうかということも、また、いずれにも知らせていただいて。どこが責任取るのかという、持つのかということを明確にすべきだと思いますので、よろしく願いいたします。

次に、基幹産業として支援というの、どう考えているかということですがけれども、国の持続化

給付金というのが、前年同月比の50%減少した月と、県の小規模事業者事業継続給付金というのは、75%以上減少した月が対象であります。

これに満たない50%未満減少の事業所の支援というのが、今回どこもないのですが、3月末の木城町商工会の調査で予測していました50%以上減少となるのが32%、50%以下減少となるのが42%の事業所がいらっしゃいます。

5月末はもっと深刻になるということでお聞きしておりますけれども、この50%以下の売上げ減少の事業者に対して、木城町の事業継続支援金というのは考えていないのでしょうか。町長、いかがでしょうか。

○議長（神田 直人） まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（西田 誠司君） 先ほどご質問のあったとおり、国は50%の減少、県は75%の減少で、それぞれ給付がある事業に取り組んでおります。

町内においての、それ以下の部分ということについては、現在、国、県の支給状況を、町では支援を受けられた事業体の把握ができない状況です。

そういった50%であったり、75%、数字で現在見えていない部分がありますが、今後出てくると思いますので、そういった部分で、今後、関係機関と協議をしていきたいと考えております。

とりあえず、現在そういった具体的な数値的な部分が分からない中、先ほどから何度も申しておりますが、木城町プレミアム商品券のプレミアム率のアップ、それから町外向けの販売を例年より1か月前倒しでやるという部分で、とりあえず町内の全ての事業体への経済対策、経済刺激対策を行っていると思っております。

以上です。

○議長（神田 直人） 桑原勝広君。

○議員（2番 桑原 勝広君） 新聞のほうには、川南町、新富町が15万円とか、30から50%の間に15万円とか30万円というのが広告に載っております。

木城町のほうも、そういう形で支援金を前向きに考えていただいて、それ以下の人たちの分を支援していただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

次に、長期化する新型コロナウイルス感染症のこれからの対策としまして、4月は緊急事態宣言が出されて全国民が外出自粛を受けまして、家庭に籠って何もすることがないので、片づけをされた方が多くいらっしゃいました。

その中で、大型ごみがたくさん出ているということで、6月第3日曜日に大型ごみの搬入になっておりますが、車もない、力もない、搬入できない高齢者の方が多くいらっしゃるということで、地域だけに頼るのではなく、この時期、密を避ける意味からも、新型コロナウイルス対策の

一環として、収集運搬を行政のほうで行うことはできないかと思ひまして、考えているところでございます。町長、いかがでしょうか。

○議長（神田 直人） 町民課長。

○町民課長（三隅 秀俊君） 新型コロナウイルス感染症対策の一環で、車両もなく、力もなく、粗大ごみを搬出できない高齢者の粗大ごみの収集運搬を行政のほうで実施する必要性についてのご質問であると思いますが、4月19日に、今年度初めての粗大ごみの収集を行いました。1日で300台近くの持込みがありまして、新型コロナウイルス感染症の防止対策を取って実施させていただきました。

今回は6月21日の予定で、前回に引き続き、新型コロナウイルス感染症の防止対策を講じて実施の予定です。

おっしゃるとおり、新型コロナウイルス感染症対策を実施してするわけですが、車両もなく、力もない方の高齢者の粗大ごみの収集運搬を行政のほうで実施することについては、現在のところ、町で実施する計画はありません。体の不自由な高齢者や、体に障害を持つ方の粗大ごみの搬出は、個人では困難であるということは重々承知しているのですが、できる限り、隣近所、お知り合いの方にご協力をお願いしていただきたいと考えております。

総務省の通知において、昨年11月29日ですが、高齢者や障害者など、できる限り住み慣れた地域で自立した日常生活を営むための施策が推進される中であって、ごみ出しが困難な状況にある世帯が、必要な支援が受けられないケースが増加しているということで、国として、令和元年度特別交付税3月分の算定から、新規項目として、高齢者等世帯に対するごみ出し支援が創設され、単身の要介護者及び障害者等のごみ出しが困難な世帯に限って、その所要額の5割を措置されることとなっています。

本町においても、高齢者や障害者でごみ出しが困難な世帯が増加してくる状況にあるということで、大変危惧しているところであります。

現在、町では、体の不自由な高齢者並びに体に障害のある方のごみ出しについて、近くに親族、あるいは近隣住民の協力が得られない人について、支援策を講じることを検討しているところであります。

以上です。

○議長（神田 直人） 桑原勝広君。

○議員（2番 桑原 勝広君） 現在はまだないということですが、今後対応していただけるということでしょうか。よろしくお願ひいたします。

また、次に、木城町を今離れて県外にいる人への支援ということですが、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて、帰りたくても帰れない人、大学生、または親元を離れて就職をしている

若者たち、都会での木城町を宣伝していただいております東京木城会など、応援していただいている方々に対して、将来を見越して、今、木城町内の特産物の温かい支援を行うべきではないかなと思うのですが、行っているという形が出てきません。

これから、いつでも帰っておいでよという温かいメッセージを込めて、関係される方全員に、それを伝えることが大事ではないかなと思うのですが、特産物の消費需要もできて一石二鳥と考えますが、町長、いかがでしょうか。

○議長（神田 直人） まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（西田 誠司君） 現在、緊急事態宣言は、国内全てが解除になっております。国の見解においても、有効なワクチン等がない中、今後、第2・第3波が流行するおそれがあり、またいつ4月、5月のような緊急事態宣言、ステイホームの状況に置かれるか分かりません。

今回のステイホーム期間中の都市部での学生支援というのは、本町は行っておりませんが、先ほどご提案のあった、ふるさと便ではないですけれども、帰りたくても帰れない、都会に残っている子供たち等への支援という部分につきましては、今後、関係課とも協議をして検討していきたいと考えております。

以上です。

○議長（神田 直人） 桑原勝広君。

○議員（2番 桑原 勝広君） ぜひとも前向きに検討していただきたいと思います。やっぱり温かい支援を送って、地元で将来的に帰ってもらいたいということで、そういう意思を表示するのが大事だと思いますので、よろしく願いいたします。

続きまして、危機管理について伺います。

5月25日に全国緊急事態宣言が解除されまして、東京都は東京ロードマップというのを作成されました。4段階で解除していく計画でありますけれども、現在、県境を越えての往来は自粛要請されていますけれども、6月19日には解除されると聞いています。県外からの来訪者による感染が心配になってきます。

今、先ほどもありましたけど、新しい生活様式を実践しようと呼びかけている最中であって、車の往来も多くなってきました。しかし、人の動きというのは、緊急事態宣言時の延長上の動きで、そのままです。

今後、木城ロードマップを考えておられると思いますけれども、いつ、どの段階で、イベント、祭り等やっていけるのか、そのガイドラインを示してもらいたいと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（神田 直人） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（小野 浩司君） まず、対策本部としまして、イベント等の開催と、あとガイドラインの作成についてという基本的なところを述べさせていただきたいと思いますが、ご質問にありましたように、段階的緩和ということにつきましては、基本的には県のほうが今回出されております段階的緩和措置に基づくということになるかと思えます。

ただし、イベント、行事等につきましては、当然新しい生活様式に基づきます基本的な手指の消毒、マスクの着用と、あと発熱、その他症状のある方の参加自粛などにつきましては、基本的な徹底事項でありますので、ガイドラインの中に当然中核として盛り込むということになるかと思えます。

問題は、その上で、県が今回イベント開催等の段階的緩和の目安として、会場内の収容率と利用人数の上限という設定をされております。これを段階的に緩和するという考え方になりますが、おおむねは人数等につきましても、県のこの緩和措置を準ずると、今のところは思っているところであります。

ただし、会場が屋内であるのか、屋外であるのか、または不特定多数の参加の有無であるとか、そういった細かなところについては、その開催ごとに一応ガイドラインの作成をお願いしたいと考えております。

当然、公共施設等の利用についても、今後はガイドラインに従って利用をしていただくということに予定をしておりますので、各イベントの開催に当たっても、開催場所や利用人数等によって、より細かな感染予防対策は明確に講じられる、これがガイドラインになりますが、ガイドラインに基づいて実施をすることを思っておりますので、各担当課のほうで行事等を予定をされていると思いますが、これにつきましては、一応、対策本部の中で全て共通的理解を求めるという形で、ガイドライン等も確認しながら、開催するのか、中止するのか、延期するのかというところを、今後も判断をしていきたいと思っております。

以上です。

○議長（神田 直人） 桑原勝広君。

○議員（2番 桑原 勝広君） ちなみに時期的になると、ふるさとまつりの前に盆踊り大会とかあるのですが、結局まず官公庁が関係する事業以外のイベントが発生した場合に、計画段階で相談という形のほうがよろしいのでしょうか。

どこかでひとつのラインを越えるかどうかの判断が出てくると思うのですけれども、その辺がわかっているならば、よろしくをお願いします。

○議長（神田 直人） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（小野 浩司君） 一応判断としましては、先ほど申し上げた形になりますので、県のステップごとの段階を基本として、担当課のほうも判断をしていただくということになるか

と思いますので、それぞれの事業を担当します担当課のほうに、早い段階でご相談等いただきながら、決定についても、現状の段階で判断せざるを得ないと思いますが、基本的には先ほど申し上げた、県の段階的緩和に準ずるということで判断をさせていただきたいと思っています。

以上です。

○議長（神田 直人） 桑原勝広君。

○議員（2番 桑原 勝広君） 分かりました。

次に、複合対策、災害対策について伺います。

今年は台風発生が大変遅くなっているということで、台風の発生が7月、8月、9月に集中するという天気予報が出ております。

5月に、インドでは巨大な台風が発生して、80人以上の死者が出ております。台風、避難所の中で密の状態になって、新型コロナウイルス感染症が増加しているということで、ニュースで言うておりました。

これについては、木城町も今後、この複合災害を予測した備え、避難所等を確保しておかなければいけないと思うのですが、その辺りの状況をよろしく願いいたします。

○議長（神田 直人） 総務財政課長。

○総務財政課長（萩原 一也君） 災害の種類や規模によって、使用可能となる避難所が変わるということも想定した上で、避難所の衛生管理の徹底に加え、避難所において2方向のドアを開けるなど、窓を開けて空気の流れをつくることで、密閉を解消して3密を避けることを基本としまして、感染症に対するリスク回避に努めたいと考えております。

また、現在、町が備蓄しております物資等を有効的に活用した上で、新型コロナウイルス感染症対策に対応していきたいと考えております。

以上です。

○議長（神田 直人） 桑原勝広君。

○議員（2番 桑原 勝広君） そこまでまだ考えていらっしゃらないと思うんですけども、これから具体的に考えていただいて、まず避難所の確保というのが大事だと思いますので、よろしく願いいたします。

続きまして、防災士について、ちょっとご質問させていただきます。

現在、防災士は、木城町には役場職員関係の方が26名、消防関係が15名、一般町民の方が26名、議員が4名、合計71人の防災士がいるのですが、宮崎県防災士ネットワーク児湯支部に加入している人が、14名であります。あの方々は、どこかの組織に入って活動されていると思うのですが、いざというとき、どういう行動をするのか、戸惑いが今から出てくると思います。災害時の体制は大丈夫なのでしょうか。

それと、町として、防災士資格取得に予算を取って応援していますが、今後どのような組織をつくり、どのような活動をして、どのように町民を守っていこうとしているのか、町としての考えを伺いたいのですが、町長、いかがでしょうか。

○議長（神田 直人） 総務財政課長。

○総務財政課長（萩原 一也君） ただいまの質問でございますが、平成30年4月1日以降、防災士育成事業補助金としまして、防災士の資格を取得された方に対しましては、受験料とNPO法人日本防災士機構への登録料の補助をしているところでございます。

この補助金では、防災士の資格を取得された方に対し、積極的に地域の防災活動及び町が実施する防災に関する施策に協力しなければならないとも表現しておりますが、資格を取得された方は、それぞれの地域において、または今まで町が実施してきました様々な訓練等にも協力をいただいているところでございます。

先ほど議員のほうからも言われましたが、木城町、今71名であります。県内市町村の中では、数字的には多いほうではありませんが、人口100人当たりで見ますと、14.5名と、県内で一番高い数字となっております。

日本防災士機構では、防災士の権利、義務として、防災士資格取得により特定の権利が得られる、もしくは行動が義務付けられるというようなことはなく、あくまで自発的な防災ボランティアを行うこととしております。

町としましても、様々な行事に対しての協力は積極的に行っていく考えですが、そこから組織化を進めるなどといったような考えは、今のところありません。あくまで地域の防災リーダーとして、防災意識の向上に対する活動の継続をお願いしたいと考えております。

以上です。

○議長（神田 直人） 桑原勝広君。

○議員（2番 桑原 勝広君） 防災士については、今、自主防災組織というのが2か所、川原地区と四日市地区と。今後、比木地区も考えていらっしゃるかと聞いています。ほかの地区に関しても、防災組織をつくっていこうという動きがありますので、そのときには、ご指導とご鞭撻をお願いしたいと思います。

それで、複合災害というのは今後十分あると思いますので、危機感をもって町民の皆様に分かりやすく丁寧に説明して、周知徹底できるようにしてもらいたいと思います。町民の皆様が理解して協力してもらうことが一番大事なことです。今後、町長のリーダーシップを大いに発揮していただきまして、前向きに検討していただきたいと思います。この難局を木城町民一丸になって乗り切ろうという意気込みで発動してもらいたいと思います。

以上、これで質問を終わります。

○議長（神田 直人） 2番、桑原勝広君の質問が終わりました。

○議長（神田 直人） ここで10分間休憩いたします。

午前11時05分休憩

午前11時13分再開

○議長（神田 直人） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、4番、5番、6番の質問事項については、一問一答式により、8番、後藤和実君の登壇質問を許します。後藤和実君。

○議員（8番 後藤 和実君） 新型コロナウイルスに感染されて亡くなられた方、また、感染され入院された方に心からお悔やみとお見舞いを申し上げます。

各分野で多大な影響を出している新型コロナウイルスですが、農業分野では、消費低迷による農産物の価格低迷、特に肥育牛と繁殖和牛については、価格の暴落が続いている状況です。

肥育牛では、Aの5が2,700円台から3,000円台していたのが、1,800円台と、牛1頭にすれば130万円したものが80万円と、素畜代でしか売れない状況であります。それに伴い、子牛価格も連動し、80万円したものが55万円ほど暴落しております。

そこで、肥育牛繁殖に対する対策はあるのかということでありましたが、先ほどから同僚議員の質問にありましたので、ここで割愛させていただきます。

次に、新型コロナウイルスの影響ではありませんが、焼酎用カンショが減反になっております。また、ここにきて新型コロナウイルスの影響で、来年度の減反が今年以上になるのではないかと考えております。今後の畑作の振興と新作物の導入の考えはありませんか。

○議長（神田 直人） 産業振興課長。

○産業振興課長（渚上 達也君） 焼酎用カンショの減反については、新型コロナウイルスがはやる前から、去年ぐらいから進んでいるところでございます。基本的には、第1次焼酎ブームというのが去ったというような形で、消費が落ち込んでいる。それと、あと新型コロナウイルス関係で、繁華街、飲食店のところでの焼酎の消費が進んでいないという部分も、今後出てくると考えられます。

原料用カンショにつきましては、他の作物と併せた輪作体系に加えまして、大規模化・機械化が木城町内の農家で行われており、カンショに代わる作物を見つけることは容易ではないと考えております。

J Aのほうでは、原料用カンショから、加工用・業務用の赤芋や紫芋の出荷先を増やして対応しているようなところであります。加工用のニンジンについて増産可能であるということで、カ

ンショから加工用ニンジンへの切替えも可能ではないかと考えております。

本町の生産者の多くは、カンショとバレイショ、大根、ニンジン等を組み合わせた営農を展開しており、製菓用や加工用への一部転換やニンジンの増反等、まず経営者自らが判断していただき、営農を継続していただくことが最も重要であると考えています。

新たな作物の選定にあっては、機械化体系を前提としまして、県の農業改良普及センターやJA等を含めて検討していくことが必要であると、行政側も認識しております。

また、先日行われました、一ツ瀬川地区土地改良事業の会議におきましても、国、県、西都・高鍋・新富・木城の1市3町及び農協、農家の代表で構成します営農検討部会において、次期作物について検討していくことを提案させていただきました。

現状のところは以上です。

○議長（神田 直人） 後藤和実君。

○議員（8番 後藤 和実君） 今年度は特にバレイショが好調というか、大変天気もよくて、収穫もよかったと聞いていますので、ぜひ、いろんな方面の畑作の方法を振興してもらいたいと思っていますので、よろしく願いいたします。

次に、教育関係でございますが、義務教育以外の短大生、大学生、専門学生の本町出身者の人数を把握されていますか。

また、その学生たちは学費を補うためにアルバイトをしている方もおられると思います。そのアルバイトを解雇されて、中退を余儀なくされないように、町の支援の考えはあるかをお聞きしたいと思います。

○議長（神田 直人） 教育課長。

○教育課長（平野 大輔君） ご質問のありました町内外に住所を有します、本町出身の大学生、専門学生の人数については、把握ができていないわけであります。

質問の中にもありましたように、新型コロナウイルス感染症の影響によりまして、アルバイト先が見つからない、それから保護者からの仕送りが厳しい。あるいは、先ほどの質問の中でもありましたように、都道府県間のいろんな自粛が求められて、帰省ができない。そういった学費や生活費、様々な面で、学生生活を送ることについて支障が来たされるということは、報道等を通じても聞いておるところであります。

今後、大学生、専門学生等の人数把握等につきましては、関係各課と検討しまして人数把握に努めていきたいと思っております。

また、大学生、専門学生への支援についてのご質問だったと思っております。今回の教育委員会、教育課としての支援策としましては、学業を続ける上で負担が増加している大学生、専門学生に対しまして、育英資金の新規の借入れに対応するために、一般会計補正予算におきまして、

育英資金貸付金の計上をさせていただいているところであります。

それから、これは既に学業を終えて、現在、育英資金のほう、あるいは奨学金のほうを返還をされている方についてでありますけれども返還のほうに難しいという、そういった「ご相談ありませんか」というような内容の文書を送らせていただいております。これは、年間の納付書を送る作業があるのですが、その際に併せての案内をしているところであります。

また、このような相談を受けた際には、一般的な言い方ですと「給付型」という言葉が出てくるのですが、木城町としまして「定住型」というものがございます。この定住型についても、案内のほうを併せてしていきたいと思っております。

この定住型につきましては、ふるさとを担う人材を確保しまして、地元への就職、就業につなげるためにも必要なものであるかと思っておりますので、こちらについては案内をしていきたいと思っております。

また、新型コロナウイルス感染症の影響を受けている方の育英資金・奨学金の返還、猶予、免除につきましては、必要であれば現行の条例、規則等の内容を改正していくことも必要になってくると思っているところであります。

なお、文部科学省において「学びの継続」のための「学生支援緊急給付金」というものが創設されております。これを学生等が大学等へ申請をしまして、要件等を満たす場合においては、住民税非課税世帯の学生で20万円、それ以外では10万円といった給付が受けられるというものがございます。こちらについても広報していきたいと思っております。

以上です。

○議長（神田 直人） 後藤和実君。

○議員（8番 後藤 和実君） 今言われました育英資金ですか、そういうのもやっぱり幅広く町民に分かってもらうような広報を出してもらって。ある大学では、大学がお金を出すというところもありましたので、やはりそういうところまで、生徒さんなり、保護者の方が知らないこともあるかと思っておりますので、広報をよろしく願いいたします。

それでは、次に移りたいと思います。

6月までの町の行事は大体割愛されておりますが、畜魂祭などは規模を縮小して行われるようです。新型コロナウイルス次第ですが、今後の町の行事、どのように遂行されるのかをお聞きしたいと思います。

○議長（神田 直人） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（小野 浩司君） 先ほどの答弁とも若干重複をするかと思っておりますが、基本的には、新しい生活様式に基づく行動の実践が基本ということになるかと思っております。

先ほどから申し上げておりますが、県のイベント開催制限の段階的緩和で言いますと、現在、

5月25日から6月の18日までのステップ1では、屋内の場合は、収容率が50%以内、利用人数上限で100名と規定をされております。屋外の場合は、収容率というのは出ませんが、基本的にはできるだけ3密を避けるということで、身体的な距離につきましては、2メートルという、一応規定を設けられておまして、屋外の場合であれば、現在は200名とされております。

これが6月19日からステップ2に、7月10日からステップ3と移行されますが、7月いっぱいまでの規定においても、その後の規定においても、室内に関しては、基本的に収容率は50%以内という形が当面続くという形で判断をしていくことになろうかと思えます。

また、大型イベントになりますが、全国的、または広域的、不特定多数、どちらからお見えになるか分からないような広域的なイベントについては、現段階では7月いっぱいまで実施できない形になっておりますが、8月1日以降については、今後、県のほうも見直しをされると思えますが、そのときの状況であったり、感染状況等を踏まえた判断ということになろうかと思えます。

実際、開催に当たっての、特に大型イベントにつきましては、事前準備等に係る費用であったり、そこまでの期間等がありますので、そういったものを総合的に判断した上で、実施するのか、縮小して実施するのか、もしくは中止するのか、延期するのか、そういったところを適宜判断するということになろうかと思えますので、担当課からの協議を踏まえて、最終的には対策本部のほうで協議をしていきたいと思っております。

以上です。

○議長（神田 直人） 後藤和実君。

○議員（8番 後藤 和実君） 私が聞いたかったのは、具体的に言えば、8月の盆踊り大会や木城ふるさとまつり、11月にある文化祭です。そういうのが、今の事例から言うと、範囲を超えているから実施できないのかなと思っておりますが、その辺はどうでしょうか。

○議長（神田 直人） まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（西田 誠司君） 具体的なイベント等についてはですけども、まちづくり推進課関係で言いますと、8月の盆踊り、それから10月の木城ふるさとまつりという大きなものが、今後予定されております。

先ほど福祉保健課課長のほうから説明がありましたが、国、県、それから町のほうも、イベントに関しては、ガイドラインが8月いっぱいまで、定められております。

この状況につきましては、具体的にはあくまでもガイドラインですので、その状況、状況によって、イベント個々により判断すべきと考えております。

先ほど言いましたまちづくり推進課関係のイベントにつきましては、事業実施主体は実行委員会が主催者となっております。こちらのほうと早急に協議を詰めまして、現状から見ると、例年

と同じような形での実施というのは厳しいと感じておりますので、こういった形ならやれるのか。そのときの、今後の状況にもよると思うのですが、そういったものを含みながら、実行委員会と早急に協議をしたいと考えております。

以上です。

○議長（神田 直人） 教育課長。

○教育課長（平野 大輔君） 教育委員会、教育課のほうが所管するイベント等についてですが、基本的に福祉保健課長、あるいはまちづくり推進課長のほうと同様な答弁となりますけれども、基本的な方針等に基づいて、イベントを開催していく予定であります。

教育委員会、教育課として関係してくるのが、自治公民館連絡協議会で行うミニバレーボール大会であったり、ソフトボール大会。それから県のほうは、県民総合スポーツ祭、こちらにつきましては、まだ9月以降ということだけしか届いておりませんが、延期されているところであります。

それと、教育委員会におきまして、総合交流センター内のホールを使います、いわゆるホール事業ですが、あそこが319名の収容人数がありますけれども、この8月までの移行期間、段階的に緩和していくわけですが、8月1日以降につきましても、収容率の半分程度というのが数値としてありますので、こういった状況での開催は実行委員会等と協議しながら、開催方法等について検討をしていきたいと思っております。

その他スポーツ関係のイベント等も各種ありますが、感染症対策、基本的には新しい生活様式や、人との間隔を保つとか、そういった対策を念頭に置いた上での開催について、実行委員会と検討をしていきたいと思っております。

以上です。

○議長（神田 直人） 後藤和実君。

○議員（8番 後藤 和実君） 規模を縮小するなどして実行をしてもらえれば、また町民にも元気が出るのではないかと考えていますので、ぜひよろしく願いいたします。

それから、宮崎県内では17名の感染者が出て、全員が退院されました。児湯郡内での感染者はいませんが、今後も感染は1、2年は続くものと思われまます。本町においても、不安な方もいるかと思えます。

それでは、先ほどは福祉課長のほうから相談の窓口のほうも言われましたので、これは割愛させていただきますが、もし町内に感染された方が出た場合の指定医療機関はどこですか。

○議長（神田 直人） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（小野 浩司君） 町内発生の場合の指定医療機関ということでありましたが、基本的には西都児湯圏域で今現在指定されています、都農町の国民健康保険病院のほうに4床指定

があります。

ただし、先ほど県が言いました、県央地区並びに県西・県北・県南という4ブロックで持っておりまして、症状の重症化については、基本的には県央ブロック内での対応ということになりまして、現在の西都児湯エリアの圏域の指定医療機関については、中等症から軽症者という取扱いになりますので、その辺りは感染確定後の、その患者さんの状態を見まして、対策本部と県の保健所のほうが判断をされるということになろうかと思えます。あくまでも状況確認等を踏まえて、本町としては、体制的な中で後方支援を行うということになろうかと思えます。

全体的な考え方で言いますと、これまでもそうですが、全国的にやっぱりクラスターの発生というのをかなり危惧されておりますが、ここがいわゆる県内においても、これだけのベッド数で今指定をされていますけど、クラスターの発生が起きるということになると、限りなくそういった感染者が広がるということを想定しないといけないので、そこが最重要的な今の課題と言われているのだと思えます。

今回起きた北九州市の集団発生についても、基本的に特に小学生等にも見られておりますが、無症状者という報告も受けておりますので、そういった件数とかを総合的に見た場合には、どうしてもクラスター化に関しては、感染予防に徹底をしないといけないということに変わりないと思っております。

以上です。

○議長（神田 直人） 後藤和実君。

○議員（8番 後藤 和実君） 症状の分かりやすいというか、重症の方は都農の町立病院になるわけですか。

軽症とかあまり、何というか、感染の低い、重症度合いが低い人は、そこ辺の病院で入院ができるのか。

○議長（神田 直人） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（小野 浩司君） 現在のところ、県内の医療体制で言いますと、重症者につきましては、先ほど申し上げましたように、児湯郡の場合は県央ブロックという形になると思えますので、基本的には県立宮崎病院という形に、重症の場合はなると思っています。

中等症から軽症については、その他の指定医療機関と、状況によっては協力医療機関、現在、西都児湯圏域の協力医療機関で17床ありますが、そういったところでの対応ということになりますので、現在は、重症の上に超重症度というのもありますけど、こちらについてと重症につきましても、現状、発生者がいらっしやらない状況で、万が一発生した場合には、今の病床数からいけば、県立宮崎病院のほうの対応というのが前提になると思っています。

○議長（神田 直人） 後藤和実君。

○議員（8番 後藤 和実君） 分かりました。

それで、町が支給されたマスクが、大変ありがたいと思っております。どこのドラッグストアに行っても、在庫はありませんでした。

そこで、町が支給したマスクの支給状況は、全体に行き届いたのでしょうか。

特別給付金のほうは先ほど質問がありましたので、割愛させていただきます。

○議長（神田 直人） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（小野 浩司君） マスクの配布状況についてですが、先ほどもお答えをさせていただきましたが、数字的には5月末現在で、対象世帯数2,097世帯に対して2,052世帯に配布済みですので、残り世帯数としては45世帯数ということになっております。

5月12日から1週間につきましては、配布をして、その後からは、例えば独り世帯であったり、病院への入院であったり、町外を含めた施設関係に入られている方の独り暮らしとか高齢夫婦世帯については、こちらのほうからご連絡をして、直接配布をしております。現状では残り45世帯についても、再度の連絡は済んでいる状況であります。

今後、家族等が取りに来ていただくというお返事をいただいているところもありますし、中には、家族等の連絡がちょっとつかなくて、保留をしていることもあります。最後まで配布をしていきたいと思っております。

以上です。

○議長（神田 直人） 後藤和実君。

○議員（8番 後藤 和実君） 大変分かりやすく説明してもらいまして、ありがとうございます。

次に移りたいと思います。

小中学生における新型コロナウイルス感染症対策について、質問に移りたいと思います。

小中学生の長期休校のため、小中学生の生活状況と学力状況はどうなっているのか。また、特に新1年生に、長期に休んだ関係で、生活状況はどうなのかをお聞きしたいと思っております。

○議長（神田 直人） 教育長。

○教育長（恵利 修二君） 子供たちの現状であります。まず、何よりも学校を楽しみにしている子供たちがほとんどであったということで、ほぼ全員が元気に登校し、学校生活を送っているところであり。不登校、いじめ等に関しては、報告が上がってきておりません。本当に元気に登校しております。

心配なのは小学校1年生ですけれども、やっぱり学校生活が少ししかできない上での休みがあったということで、不応適という、よく子供たちの状況を表したりする場合もあるのですが、そういう学校生活の不応適も聞いておりません。本当に楽しい学校生活を送っております。登校の様子も時々拝見するのですけれども、1年生、非常に笑顔で登校しているようです。

学力については、学習の遅れというのがやはり心配をされておりますので、それがないように様々な面で行事の精選だとか、そういうものを行いながら遅れを取り戻したり、しかも詰め込みをしないように、子供たちがやっぱり楽しく学習も学びをしっかりとできるように取り組んでいるところでございます。

以上です。

○議長（神田 直人） 後藤和実君。

○議員（8番 後藤 和実君） 子供たちが学校生活に慣れることが第一ではないかと思っております。非常に今、教育長のほうからいい返答が返ってきましたので、大変うれしく思っております。

それから、2番目、3番目は同僚議員が質問しましたので、ここで割愛をさせていただきます。

4番目の質問に移りたいと思いますが、肥育農家の消費拡大として、特に学校給食への牛肉の利用の考えはあるかどうかをお聞きしたいと思っております。

○議長（神田 直人） 教育課長。

○教育課長（平野 大輔君） 学校給食における町内産牛肉の消費についてのご質問を受けました。

これまでも木城町におきましては、産業振興課の予算になるのですが、農畜産物地産地消推進事業は、学校給食共同調理場運営委員会で受けまして、木城町産の牛肉を年3回、豚肉を年1回、有機野菜については随時に、給食の食材として使用させていただいているところでございます。

今回、新型コロナウイルス感染症により、消費の落ち込んでいる牛肉についてですが、これは県の事業である県産農畜水産物応援消費推進事業補助金を活用させていただきまして、町内産牛肉を使用した給食を提供することを考えているところであります。

以上です。

○議長（神田 直人） 後藤和実君。

○議員（8番 後藤 和実君） ぜひ実行をしてもらいたいと思っております。

次に、このたびの新型コロナウイルスで、国が多額の対策を打っていきまして、本当に義務教育学校の校舎建設が計画どおりに行われるのかをお聞きしたいと思っております。

新校舎建設に当たり、今後、新型コロナウイルス以外のウイルス感染も考えられます。新校舎の玄関に、職員も含んで、クリーンブースの設置の考えはあるかどうかをお聞きしたいと思っております。

○議長（神田 直人） 教育課長。

○教育課長（平野 大輔君） 義務教育学校新校舎の建設についてのご質問です。

義務教育学校の建設につきましては、令和5年1月の完成を目指しまして、今、事業のほうを進めているところでございます。

それから、2つ目のご質問で、感染症対策のためのクリーンブースを設置する考えはないのかというご質問であったかと思っております。

現在の基本設計の中におきましては、クリーンブース等の考えは、まだそのときは新型コロナウイルスの影響等も考えられませんでしたので、入っていなかったわけですが、今回、感染症がここまで拡大するというような、流行するというようなこともございましたので、質問のありましたクリーンブース等を含め、感染リスクを抑えるための設備、例えば非接触型の手洗い蛇口ですとか、そういったものも感染予防のためには有効かと思っておりますので、そういった設備について、その種類や効果、費用、維持費、様々な面で設置に向けて検討させていただきたいと考えております。

以上です。

○議長（神田 直人） 後藤和実君。

○議員（8番 後藤 和実君） 私もあまり知らなかったのですが「クリーンブース」というのを。そこを通過してセンサーで通れば、そこで霧みたいなのが出てきて、それで消毒してから学校に入っていくとなれば、子供たちもマスクまでしなくてもいいのではないかという感じもしております。

ぜひそういうのを造ってもらって、やっぱり最新の学校を造れば、最新の施設の中で教育をさせるのがいいのではないかと思っておりますので、ぜひその検討をよろしく願いいたします。

次に、町税の猶予についてでございますが、先ほど同僚議員のほうから質問がありました。それで、①のほうは割愛させていただきますが、②の新型コロナウイルス感染症が収束しなければ、猶予の延長があるのかないのかをお聞きしたいと思います。

○議長（神田 直人） 税務課長。

○税務課長（黒木 宏樹君） 町税の猶予につきましては、今、新型コロナウイルス感染症によります特例というのができておりまして、その特例によっては1年に限りとなっております、延長の規定はございません。

ただ、1年たって納税が厳しい場合には、納税相談等を行いながら、分納など含めて対応していきたいと考えております。

以上です。

○議長（神田 直人） 後藤和実君。

○議員（8番 後藤 和実君） 新型コロナウイルス感染症が早く収束すれば、みんな元気になって働き出して、税金を納めてもらうのが一番いいのですが、なかなかこういう状況が収束されなければ、生活の困っているという方もおりますので、そのときはそのときで条例をまた改正してもらいたいと思います。

最後になりますが、今回の新型コロナウイルスの発生から、町執行部をはじめ、職員、医療機関におかれましては、町民の安全を守るため、大変なご苦労かと思っております。深く敬意を払いまして、私の質問を終わりたいと思います。どうもありがとうございました。

○議長（神田 直人） 8番、後藤和実君の質問が終わりました。

○議長（神田 直人） 次に、7番、8番の質問事項については、一問一答式により、1番、久保富士子君の登壇質問を許します。1番、久保富士子君。

○議員（1番 久保富士子君） 質問の前に、このたびの新型コロナウイルスの感染症拡大により、ご苦労をされ、頑張っておられる皆様に心より感謝を申し上げます。一日も早く、この事態が収束し、平穏な生活を取り戻せるよう、心から願っておりますが、新型コロナウイルスの流行は非常に長期化するという事柄も考えられ、いまだ収束の方向が見えません。

そういった中で、災害時の避難対応についてお尋ねいたします。通告書と質問内容が一部前後するところがありますが、ご了承ください。

これから豪雨災害など、自然災害のリスクが高まるシーズンになってきました。今年も梅雨の時期になり、新型コロナウイルス感染拡大と自然災害とのダブルパンチが杞憂であればと願っております。

毎年のように甚大な風水害も発生しております。今朝のニュースでも、埼玉県で日本歴代1位という記録的なゲリラ豪雨が発生したと聞いております。5月半ばには、早くも台風1号が発生し、毎年大型化しており、台風シーズンが近づけば、風水害のおそれが増します。

木城町においても、昨年、一昨年と甚大な被害が出て、いまだにその爪痕があちこちで見受けられます。最近では、全国的に地震も頻発しており、どうしても南海トラフ地震と関連づけて考えてしまいます。

新型コロナウイルスの感染拡大が続いている中でも、自然災害は容赦なく襲ってきます。そこで、災害が発生したとき、避難所を開設する場合には、感染症対策に万全を期すことが重要と考えます。

4月1日付で、避難所における新型コロナウイルス感染症への対応について、国から通知が出ております。自治体、防災関連学会が相次いで、避難所運営方針についてのガイドラインの提言を公表し始めました。残念ながら、本県でも17名の感染者が確認されました。その後の感染者は見られませんが、新型コロナウイルス感染症の収束は、いまだ見通せない状況にあります。

本町でも、複合災害が起きた場合、感染拡大の防止を図りながら、避難所を開設運営することを目的とした方針の策定はできているのかお尋ねします。

○議長（神田 直人） 町長。

○町長（半渡 英俊君） まず、おっしゃるように、こういった災害対応について、いわゆる大雨でありますとか、土砂災害、地震、台風などの自然災害を主にどうするかという対策でありました。

今回、新型コロナウイルスという感染症の問題が出てきたところであります。ですから、今後は、社会の仕組みもそうですが、いろんな場面で、この災害対策も含めて自然災害の対策と、それから感染症対策をどうするかということ踏まえた対応が必要だと思っています。

国も県も、私たちもそうですが、今、どこの自治体もそうでありますが、全然考えていなかったことで、想定外の新型コロナウイルス感染症でありますので、今、随時、対策をしなくては行けない。ここに気をつけましょうというのが出てきています。

例えば、せんだって報告しましたように、5月29日、小丸川・一ツ瀬川水系水防災意識社会構築協議会の中でも、県、それから国のほうから、国交省のほうから、こういった部分で災害対策をしていただきたい旨の通知もあったところでありますし、今日はまた宮崎日日新聞の報道でもありましたように、避難所の増強をなさいと。その場合には、まず最大、大きなリスクの水害はもちろんであります、新型コロナウイルス感染症の部分での対策も講じなさいということでもあります。

おっしゃるように、今後、大雨、それから梅雨の本格的な時期を迎えて、危惧をされています。その中、とりあえず当面は、その状況を見ながら対応を考え、せざるを得ないというのが第1点であります。

それから、第2点は、やっぱりそれに応じたいろんな備蓄品、それから避難所開設に向けての、そういった新しい生活様式等を踏まえた部分が出てくるかと思っておりますので、今後、それぞれ担当課長のほうから答弁をいたさせますけれども、議員と同じような思いを持って、どちらかという、しながら考えていくという対応で、今年1年は進められると思っております。

○議長（神田 直人） 総務財政課長。

○総務財政課長（萩原 一也君） 5月14日に、新型コロナウイルス感染症発生時における避難所運営に係る意見交換会が、県庁において開催されたところでございます。その中で、避難所における1人当たり求められる面積や、避難所及び避難者の衛生管理等を含め、避難所運営に対するすり合わせが行われたところでございます。

その場の意見交換会で出ました検討内容を含めまして、県から新型コロナウイルス感染症発生時における避難所運営に対するガイドラインが示されておりますので、現在、そのガイドラインの内容を検討しながら、本町としての避難所運営マニュアルを作成しているところでございます。

以上です。

○議長（神田 直人） 久保富士子君。

○議員（1番 久保富士子君） 防災学術連携体、これは防災減災、災害復興に関わる学会のネットワークであります。ここが5月1日に、感染症と自然災害の複合災害への備えとして、感染リスクを考慮した避難が必要という緊急のメッセージを発表しました。

新型コロナウイルスへの感染対策を続ける中で、自然災害が日本のどこかで発生すれば、その地域は感染症と自然災害による複合災害に襲われることになり、オーバーシュートの可能性が高まると危機感を感じます。

今後は、ウイルス感染のリスクを考え、従来とは避難方法を変える必要があるのではないのでしょうか。また、従来とは違うソーシャルディスタンス、社会的距離を保つ避難所を増やす必要があると考えます。

災害発生時に開設される避難所では、3密を避けてスペースを確保するため、学校の体育館だけでなく教室も活用するなど、避難所の数も増やす必要があると考えます。また、避難所では、つい立ての設置や消毒液などの備品を整備するなど、ウイルス感染症対策に努めることも大切だと思います。

災害が起きれば、避難所が3密になり、集団感染のリスクが高まります。東日本大震災や熊本地震など、発生後、避難所ではインフルエンザの流行やノロウイルスの感染、集団食中毒など発生しました。

感染予防衛生管理については次で質問いたしますが、先ほど申し上げました避難所の数を増やす対策、避難所運営では避難者が密接しないよう、十分なスペースや間仕切りなど避難所の過密状態防止対策や、発熱・せきのある症状のある人向けの専用スペースやトイレなどの確保、感染者・感染の疑いのある人がいる場合には建物を分けるなど、隔離のための対策が必要だと思いますが、その取り組みをお尋ねいたします。

○議長（神田 直人） 総務財政課長。

○総務財政課長（萩原 一也君） 間仕切りにつきましては、4方向の間仕切りのパーティションを現在80組と、屋根つきのパーティションを4組配備しているところでございます。

まだまだ十分とは言えない状況でありますので、今後、追加配備していく必要があると考えております。避難所の数を増やすということも考えられるわけですが、限られた公共施設しか本町にはございませんので、また災害時において、避難所として使えない施設もございます。その辺もいろいろと、災害の種類によっては、そちらの避難所を使ったり、いろいろ避難所の場所を変えたりすることも必要かと思っております。

まずは、考えられる避難所における密にならない状況、そういうのをつくるためには、どういった機材、備品が必要かということも、これから検討していきながら、追加配備して備えていきたいと考えております。

以上です。

○議長（神田 直人） 久保富士子君。

○議員（1番 久保富士子君） 次に、避難者の健康管理と避難所の衛生管理についてお尋ねいたします。

災害時には断水により手指の流水洗浄ができず、また避難所など密集した環境下での集団生活などにより、ノロウイルスなどによる感染性胃腸炎やインフルエンザ感染症、新型コロナウイルス感染症などの複合的感染が拡大するリスクが高まります。特に、高齢者と基礎疾患がある方については重症化しやすいため、感染経路を断つことが重要ですし、飛沫感染や空気感染による感染が拡大するおそれがあるため、感染予防に努める必要があります。

また、感染者や途中から発熱者が出て感染が疑われる避難者への適切な対応も必要です。

気象庁から、この夏は平年より気温が高くなるという予報が出されており、梅雨明け後は熱中症対策が重要となると思います。熱中症により基礎体力が衰えると、ウイルス感染の重症化のリスクも高まります。

このような場合の受入先病院の対策はできているのか、お尋ねしようと思いましたが、先ほど同僚議員が同様の質問をされましたので、1つだけお尋ねします。これは確認のためにお尋ねします。

感染者が出た場合は、指定医療機関、これは都農病院でよろしいのでしょうか。先ほど4床と言われましたが。それと、重症になった場合は県立宮崎病院で、協力医療機関、これが17床と言われましたけど、この医療機関はどちらになるのでしょうか。

○議長（神田 直人） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（小野 浩司君） 現在のところ、協力医療機関については17床いただいておりますが、その病院名等については公表をされておりませんので、私たちのほうも把握していない状況です。

以上です。

○議長（神田 直人） 久保富士子君。

○議員（1番 久保富士子君） 行政のほうもいろいろな情報をインターネットを使って発信されていますが、高齢化でインターネットができない町民がたくさんいらっしゃると思います。コスモス通信などをできるだけ上手に活用していただき、町民の皆様に周知していただけるよう、安心できるような体制を取っていただきたいと思います。

次に、避難所運営では、男女のニーズの違いなど男女双方の視点、プライバシーの確保などに配慮するという一方で、避難所の開設当初から、男性の視線が気にならない更衣室や授乳室、トイレなどの女性専用のスペースを確保するのが必要だと考えています。

昨年12月の一般質問で、その取り組みをお尋ねしました。そのときの担当課のお答えとして、女性の視点を生かした住居スペースの確保や生活必需品の整備などを考えますということでした。その後の取り組みをお尋ねします。

○議長（神田 直人） 総務財政課長。

○総務財政課長（萩原 一也君） 基本的に、ソーシャルディスタンスを考慮して、1人当たり4平米の居住スペースを確保することとしておりますが、4方向の間仕切り、先ほど申し上げましたパーティションを希望される場合には、そのパーティションが80セット備蓄しておりますので、そちらを活用させていただきたいと思っております。

また、言われますとおり、女性の更衣室、また搾乳室などは、先ほども申し上げました屋根付きのテント型になっておりますけれども、上下、横も上も見えませんが、そういったパーティションを活用して、プライバシーの確保には努めていきたいと考えております。

以上です。

○議長（神田 直人） 久保富士子君。

○議員（1番 久保富士子君） 被災者はただでさえ、たくさんの問題を抱え、先行きの不安を抱えています。さらに、不衛生で人口密度が高く、プライバシーのない空間に長期間にわたりほぼ軟禁状態になるわけですから、高ストレス状態に強いられます。

そんな環境を少しでも和らげて、安心して睡眠を取ってもらい、ストレスを癒やしてくれるのが、最近メディアでもよく取り上げられています段ボール製の簡易ベッドだと思います。飛沫への対策として有効なのが、この段ボールでつくれるベッドの間仕切りです。周りを囲むことで飛沫を防ぎ、感染リスク軽減に効果があるそうです。

簡易ベッドや間仕切りの組立て方なども、各公民館単位で練習しておく必要があると思います。ほかの自治体では、既に災害時における段ボール製品の調達に関する協定を締結しているところもあります。本町での取り組みや今後の対策をお尋ねします。

○議長（神田 直人） 総務財政課長。

○総務財政課長（萩原 一也君） 今現在のところ、クッションロールマットを引くことで対応していますが、長期避難を想定した場合には、確かに段ボールベッドを利用することで、ストレスの軽減につながると考えております。

しかしながら、段ボールベッドは基本的に同じ大きさのものがそろっていないと作成が難しいということから、公民館に保管をお願いするということは考えておりませんが、今後、国としても、感染症対策に必要な物資・資材の提供等、必要な支援を行うことになっておりますので、段ボールベッドの備蓄についても、これから検討していきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（神田 直人） 久保富士子君。

○議員（1番 久保富士子君） 次に、トイレの問題ですが、災害時は水洗トイレが使用できず、災害用トイレを使用することになります。適切な方法での使用を促すためには、手指衛生とセットで、災害用トイレについても使用方法などをサポートする仕組みが必要だと思いますが、この点についてはどのようにお考えでしょうか。

○議長（神田 直人） 総務財政課長。

○総務財政課長（萩原 一也君） 下水道が使用できない状況で、確かに水洗トイレの使用ができなくなります。その場合、くみ取式や簡易式の非常用トイレなどが必要になるということになりますが、トイレの問題だけではなく、避難所の中における様々な問題、そういうことを全て「避難所での過ごし方」というような手引きを作成しまして、避難者に配布することで、使用方法等についてもサポートしていきたいと考えております。

以上です。

○議長（神田 直人） 久保富士子君。

○議員（1番 久保富士子君） 今回は災害と新型コロナウイルス感染症、またそのほかの感染症など、複合災害は避けられないと思います。新型コロナウイルスへの警戒が続く中、自然災害が起きた場合、多くの人々が集まる避難所の3密を回避するために、避難所を分散させる分散型避難も検討されていますが、この方法についてはどのようにお考えでしょうか。

○議長（神田 直人） 総務財政課長。

○総務財政課長（萩原 一也君） 感染リスクを考慮した上で、避難所の数を増やすことも考えられますが、先ほども申し上げましたとおり、公的施設が限られている中、必ずしも公的避難所であるという必要はありませんので、より安全な近くの親戚、または知人の家などを自主避難先としてお願いしておくことも1つの方法かと考えております。

3密による感染リスクの軽減を図るための対応としまして、分散型避難については6月の広報紙にて、避難に対する考えを整理していただく資料を配布しております。

今後も、避難を想定して準備しておくものなど、そういったものを整理した広報を継続して行っていきたいと考えております。

以上です。

○議長（神田 直人） 久保富士子君。

○議員（1番 久保富士子君） 次に、防災会議の中の女性の割合についてお尋ねします。

この件につきましても、昨年12月の一般質問でお尋ねをしておりますが、防災会議における女性委員の数が29名中1名と極端に少なかったのですが、女性委員の登用を今後行っていきたいと考えますとの答えをいただきましたが、その後、女性委員の数、これは国の指針案では

3割となっていますが、増えたのでしょうか。

○議長（神田 直人） 総務財政課長。

○総務財政課長（萩原 一也君） 今回、4月に新たに1名の女性の方に委員になっていただいたところでございますが、久保議員の言われるとおり、まだまだ女性委員の登用が少ないと感じておりますので、今後も女性委員の登用を図っていきたいと考えております。

以上です。

○議長（神田 直人） 久保富士子君。

○議員（1番 久保富士子君） 最後の質問になりますが、現在、総務財政課の危機管理係に女性の職員の配置はないということですが、今後ますます女性の視点が必要になってくると思います。危機管理係に女性職員を置くべきだと考えますが、今後の取り組みはどうでしょうか。

○議長（神田 直人） 町長。

○町長（半渡 英俊君） 危機管理係に女性の配置ということではありますが、正直申し上げて、大変難しい状況であります。

現在、職員の配置については、また後の質問に出てきますが、職員定数を割っております。そのように限られた人数で、今、行政事務を行っているところであります。

ただ、危機管理係も数年前に設置をしたところで、2名体制にしたところでありますが、それ以外にも総務係にも女性職員がいますので、そういった部分では、担当はそれぞれ女性職員に聞いて判断をしているところであります。

私が思いますには、ゼロ円でできる、そういった女性の視点も取り入れることは可能であります。例えば、先ほど言いました委員に女性登用もありますし、現実問題として避難所では、先ほどから出ていますように、避難者の健康管理と避難所の衛生管理が大きな問題になります。そこには、今までうちのほうは大体男性職員が行っていたわけではありますが、今後は女性職員、特に保健師資格を持った女性職員と男性職員という組み合わせで、そういった配置をするようにということで、今、危機管理係のほうに、担当には指示を出しているところでありますので、そういった意味では、一步意見を踏まえて、そういった取り組みをさせていただきたいと思います。

重なりますが、危機管理係に女性職員をとというのは、ちょっと無理だということをお伝えしたいと思います。

以上です。

○議長（神田 直人） 久保富士子君。

○議員（1番 久保富士子君） 職員も少ない中で、行政もいろいろ考えてやっつけらっしゃるということで、今後もこの避難対策について、よろしく願いしておきます。

自然災害は、時と場所を選びません。新型コロナウイルスの収束が不透明の今だからこそ、行

政、そして私たち自身が、しっかりと備えていかなければいけないと思います。今後、女性の視点から避難所運営を考える取り組みが進んでいくことを期待しております。

次の質問に移ります。

木城ふれあい館「輝らら」利用者サービスについてお尋ねします。

デイサービス利用者のカット、散髪については、3月の議会で質問をする予定にしておりましたが、新型コロナウイルス感染症予防対策のため、取り止めとなってしまいましたので、改めて質問いたします。

デイサービス事業所や介護施設では、利用者さんの散髪や顔そりを理美容業者をお願いしている事業所がほとんどです。これはデイサービスが行う事業ではありません。業者が有償ボランティアとして事業所に行って、カットや顔そりをさせてもらうということですが、この木城ふれあい館「輝らら」も同様に、開業当初から利用者さんの散髪は業者をお願いしているとのこと。

でも、なぜなのか町内業者を利用せず、町外業者をお願いをしておりました。木城町内にも、理容室、美容室合わせて11件ほどあります。にもかかわらず、町内業者を利用せず、町外業者を利用している。そして、それが西都市の業者なのですが、なぜ西都市の業者になったのか、その経緯をお尋ねします。

○議長（神田 直人） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（小野 浩司君） ご質問があります出張散髪サービスにつきましては、平成30年12月から実施をしていると報告を受けておりますが、当初の業者の選定につきましては、もともと利用者の散髪に対する要望を受けまして、職員会議等において実施方法の検討を行った結果、職員の利用されている業者さんや、その知人、友人等の紹介により、2、3業者に対しまして、施設のほうから条件提示をさせていただいた上で、お声かけを行ったと聞いております。

その中で、施設の現在の条件と同じであります。そういった条件を受け入れていただいた西都市在住の業者さんのほうをお願いをするという経緯になったと報告を受けております。

○議長（神田 直人） 久保富士子君。

○議員（1番 久保富士子君） 今のお答えにもありましたけど、町内の業者、先ほど11件あると言いましたけど、1件も声をかけていません。なぜ木城に業者があるのに、声をかけていただけなかったのかというのが知りたいのですが。

○議長（神田 直人） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（小野 浩司君） 一応、事業者の自主的サービスの範囲なので、こちらのほうからこうでないといけないとか、そういった旨のサービス内容ではないとは存じ上げておりますが、報告の中では、利用者要望に早急に応えるということを踏まえた上で、職員会議の中で心当たり等、紹介のある業者さんに、2、3業者に声かけをさせていただいたと。

その結果として、1業者さんが快くお引き受けいただいたので、その流れの中でサービス実施に至ったということでは報告は受けていないところであります。

○議長（神田 直人） 久保富士子君。

○議員（1番 久保富士子君） 私は議員になる前から、これはおかしいのではないかと、何度か担当課のほうにもお尋ねに行きました。3月に私が一般質問をするという話をしましたところ、慌ててかどうか知りませんが、社会福祉協議会の担当の方が、木城町の業者に一応声かけをされました。そこで説明会があって、3件手が挙がったと聞いております。

最初から木城の業者に声かけをしていただいていたら、3件、その方たちも最初から、デイサービス、カットの事業に入れたのではないかと思うのですが、どうでしょうか。

○議長（神田 直人） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（小野 浩司君） ご質問でありますように、昨年の9月に状況調査というのを、町内の理容事業者さんのほうにさせていただいた結果で、最終的に5事業者の方が可能な範囲でという、条件次第で可能でということで、3月に説明会をさせていただいたという経緯があります。

ご質問の中にもありましたが、現状としましては、その5事業者の中で、現在2つの美容室の方が4月から入っていただいているというのが実情でありまして、最終的には、ご質問で言われますように、最初の入り方のところが利用者優先と、サービス形態が利用者優先ということもありますけど、どちらを優先的に取り扱っての運営形態の中身の流れでは、先ほどご説明したような流れで始められたという経緯がありますので、今回はそういった形で、町内の美容室になります、2つとも美容室になりますが、事業者さんのほうにご協力をいただけるというご回答をいただいたので、そういった形で現在、実施方法の変更をしていると聞いております。

以上です。

○議長（神田 直人） 久保富士子君。

○議員（1番 久保富士子君） 町長にお尋ねします。

町長は、第2期木城町まち・ひと・しごと創生総合戦略の中で、「稼ぐ地域をつくとともに、安心して働けるようにする」と、基本目標を上げておられます。自主財源も少ない、キャノン撤退後、商工業も低迷している。そんな中、少しでも町内業者の収入を増やすことが、私は大事だと考えます。町民の雇用があつてこそ、木城町が潤い、発展していくと思いますが、どのように考えておられますか。

○議長（神田 直人） 町長。

○町長（半渡 英俊君） 私もそのように考えています。

要は、今のデイサービス利用者の散髪の関係が出ていますが、基本的には、やっぱり町内の業

者でありますとか、事業所でできるものは、町内業者を利用する。また、やっていただくというのを原則にしております。

それから、もう1つ、思うのですが、地域の経済団体、商工会であります。この商工会に、町内の事業者、商工業者はぜひ入っていただいて、その中でお互いに勉強したり、情報交換をしながら経営をしていただければありがたいなと思います。

かつて商工会では、特に地域経済を回すという意味では、町内で買物をしましょうというのぼり旗をつくられたり、あるいは、たばこは町内で買しましょうと、そういったような運動といたしましょうか、活動もなされてきたところであります。

最近では、そういった部分では、ちょっとどうかなという部分もしていますので、私たちもしっかり支援をしたり、あるいは手助けをしていきますけれども、やっぱり事業者の方々が、それぞれ経営手腕を発揮していただければ、経済が動けば、ある程度元気になりますので、そういった部分では、お互いに努力すべきことだろうと思っています。

以上です。

○議長（神田 直人） 久保富士子君。

○議員（1番 久保富士子君） ぜひ商工会入会、これも行政のほうとしても推進をしていただきたいと思います。

今後、人口減少と少子高齢化が進む中で、税収減少も避けられません。今回の施政方針でも、初心を忘れず、町民の声に耳を傾け、課題解決に向けての取り組みを進めていかれるとのことですので、ぜひ町民の声に答えていただきたいと思います。

町内業者でできることは町内業者を利用していただき、少しでも税収アップにつながるよう努めていただきたいということをお伝えして、一般質問を終わります。

○議長（神田 直人） 1番、久保富士子君の質問が終わりました。

○議長（神田 直人） ここで暫時休憩いたします。

午後0時24分休憩

午後0時25分再開

○議長（神田 直人） 休憩前に引き続き会議を開きます。

あと1人でありますので、このまま続けたいと考えております。

次に、9番、10番、11番の質問事項については、一問一答式により、9番、甲斐政治君の登壇質問を許します。甲斐政治君。

○議員（9番 甲斐 政治君） 12時を過ぎて、傍聴者の皆さん、また執行部の皆さんにはご迷

惑かけますが、あまり、はしょりまして、何のためにこの場に立っているか分からないということになりますので、できるだけ割愛できるものは割愛しながら、早めに終わらせたいと思いますので、協力をお願いしたいと思います。

この新型コロナウイルス感染症は、いまだ進行形でありまして、ワクチンの完成までは、常在危機の状況が続くものだと考えております。

こういう中に給付金の事務であったり、手続、地域における的確な支援とか、何かと多忙な時期に一般質問を受け入れていただきました執行部には感謝をいたしたいと思っております。

では、1番のごみ回収負担軽減について質問いたしますが、同僚議員が若干触れた部分があります。しかしながら、もう少し具体的に私のほうは質問したいと思います。

これは町内の高齢者より、ステーションまで運べないので業者に来てもらっているという切実な声を聞いてお伺いをしたら、業者に対して1袋200円、2袋目からは100円と。直接取りに来ていただいている方がおられると。委託業者のほうにも、お伺いをして状況確認をいたしましたところ、毎年増えつつあると。現在40件ほどが、そういう手続きをしていると。

高齢者で少ない年金の暮らしの方が、1回に200円、1袋ずつ出したとき、4回出して800円、年間にすると、約1万円近いお金を支出するということになるわけですね。これ何とかできないかなと私も考えて、今回の質問に当たるわけですが、この状況について、町長はどのようにお考えでしょうか。

○議長（神田 直人） 町長。

○町長（半渡 英俊君） 私たち行政は、生まれてこの木城町に住んで生活していくわけで、最後まで自立した生活支援をしていくために、私たちは行政サービスと支援をしていくわけですが、ただ、今おっしゃったように、その支援が受けられないケースが増加をしてきていることは確かで、その最たるものが、やっぱり高齢者でありますとか障害者、それから要介護者のごみ出し、あるいはごみ回収の問題であろうと認識をしています。

国も同じような考えといいたいでしょうか、思いを持っていまして、去年の12月の議会でも言いましたように、いわゆるごみ出し特区、国が言うには、高齢者等世帯に対するごみ出し支援ということで、ごみ出し特区、特別交付税で見ますよというのが発表されて、今年の1月に特別交付税をもらうための基礎数値を調査がなされたところであります。

それを受けますと、私たちもやりやすいのですが、その中に、ごみ出しやごみ回収対策まで見ていただけるようなこと、やりますので。またその条件に合わないと思えないということでもありますので、今、担当課に検討させているところであります。

いずれにしても、さっき言いましたように、支援をどうしても受けられない人については、そういうごみ出し特区が出てきましたので、今後それに準じて支援を講じていきたいと考えてお

ります。

以上です。

○議長（神田 直人） 甲斐政治君。

○議員（9番 甲斐 政治君） 国の支援が得られそうだとありますが、私も児湯郡内の町村を聞いて回りました。新富町は今、検討段階と。川南、都農においては、現在、ステーションの数がかなり豊富で、何とかそこでできていると。ただ、この件については、今後検討していかねなければならない課題だろうということでありました。

高鍋は、今年4月1日から、そういう当事者に限って申請書を出していただきまして、それを町民課、福祉課で判断をして、最終的には町長の決済を下りるわけですが、そういう人に限って、自宅前に置けば収集をするという取り組みをしているようであります。

高鍋町と同じような形をなさいとは言いませんが、本町は本町の形をぜひ、つくっていただきたいと思うわけですが、当事者をどのような条件をつけるかというのが、非常に難しいだろうと。あまり厳しくすると、元も子もないぐらい厳しくなってしまうと、当事者が現れないというような形にもなるやもしれないし、あまり広げ過ぎると、誰でもかれでもというような形になると、これも業者にとっては非常に大変だろうし、町の持ち出し分も大きくなるわけですので、そこ辺の細かいことは、担当課がしっかりと煮詰めていただいて、来年度からでも実施できるようにお願いしたいと思っております。この件については、よろしく願いしておきます。

続きまして、第2番目の新型コロナウイルス感染症に対する様々な取り組みについて聞こうと思いましたが、これは全て同僚議員が聞いておりますので、1点だけ確認いたしたいと思えます。

教育課が奨学金の返済猶予については、聞き取りしたときは、そういう「してください」というような方はいなかったと聞いておりますけれども、貸している方に案内状で「どうですか」というアンケートを入れていると。入れていきますということですかね。

それで、現在570万円ほどの貸付けがあったと思いますが、それも今後、給付型の貸付けにはならないですね。育英資金に切り替えることも検討するというので、答えはよろしかったでしょうか。

○議長（神田 直人） 教育課長。

○教育課長（平野 大輔君） 先ほどからの育英資金、奨学金の貸付けに係る件でありますけど、この給付型、本町の場合で言う定住型と言われるものについては、平成30年に条例等の規則を改正して導入したところであります。

今回、私のほうで答弁させていただきました、新型コロナウイルス感染症に伴う影響を受けた方々で、現在貸付けを受けられている方についての猶予について、納付書を送る際に、そういった、仕事やアルバイトの収入が減ったということで、なかなか厳しいというようなことがあれば

ご相談くださいというアンケートといいますか、そういった必要な相談があれば、こちらのほうにお願いしますというような形での案内をしているというところでもあります。

それから、全ての現在貸付け者の方、貸付けを受けられている方について、これは全て給付型にするかといったところについては検討していかなければ、今までに貸付けを受けられて返済を続けられた方、コロナ禍で大変な思いをされているというのは重々承知しておりますけども、そういったバランス的なものもいろいろと考えていく必要があるかと思っておりますので、そのように考えているところでもあります。

以上です。

○議長（神田 直人） 甲斐政治君。

○議員（9番 甲斐 政治君） この件については、本日の宮日の記事にも載っております。長期化すれば、返済がますます困難になるだろうと。

それから、今般の大学の就職率もまた50%台だということで、低迷していると。これは中長期的な視野に立って支援が必要だろうと思います。

町長にお尋ねしますが、課長は検討が必要だろうと。思い切って、給付型に条例を改正してあげればいいのかと私は思いがしているのですが、いかがでしょうか。

○議長（神田 直人） 町長。

○町長（半渡 英俊君） 私もできるものなら、全額給付型にしたいと思うのですが。

全額給付型にするのは、一方でいかななものかと思っております。先ほど出ていますように、給付型の、一昨年から創設をしたところでもありますけれども、まずは今、木城に帰っていただく。あるいは、ふるさと宮崎で働いていただく。その方については免除しますよということでもありますので、今後、この枠の拡充をいろんな方の、ご意見をいただいて、その拡充はしていきたいと思っております。

以上です。

○議長（神田 直人） 甲斐政治君。

○議員（9番 甲斐 政治君） 予算的なこともあるし、私みたいに町内の人がみな、そんな思いでいるとも限りませんので。

でも、しっかりと子供たちを育てるという意味で、検討していただきたいと思っております。

では、3番目の質問に入ります。

職員の早期退職についてであります。

ここ数年間の間に、特別職は別にして、早期退職される職員を見かけるわけであります。

ただ、調べてみますと、公務員の早期離職は、総務省が調査した29年度の結果では、30歳未満の退職者は全退職者の33.7%を占めているという報告であります。それから考えると、

本町の退職者がさほど多いとは考えないのですが、試験を受けて難関を突破して、本町のために働こうと入庁したにもかかわらず、早期離職をすることは、役場にとりましても、本町にとっても損失であると思います。

また、抜けた穴を誰かが埋めなければならない。そこにまた新たな負担が生じる。連鎖的に町民へのサービスが低下するという、可能性も出てくるわけであります。

このことについて、町長はどういうお考えを持っておられるか、お聞きしたいと思います。

○議長（神田 直人） 町長。

○町長（半渡 英俊君） おっしゃるように、最近特に、職員の定年退職も含めて、早期退職多い状況であります。かつて、最新の機器、今で言うパソコンとかワードについていけなくて、もう辞めさせてくださいという職員がいたことも確かであります。

最近は、見てみますと、そういったものではなくて、私たちもちょっと分からないのですが、簡単に辞めてしまうという傾向が強いのではと思っております。

先ほど、甲斐議員がおっしゃったように、厚生労働省の調査でも、大卒の新入職員、大卒3年以内に約3割が離職をしているという状況であります。

木城町でも、早期退職者はいますが、実際は、まだ踏みとどまっていたいただいている職員も何人かいます。本当に3年以内で辞めるという表示する職員も出てきていることは確かであります。

ただ、せっかく入った職員であります。私たちは期待しているし、また辞めることで、おっしゃるように住民サービスは低下をさせないというようなことも考えなくてははいけませんので、できるだけ職員には、定年退職は仕方ないですが、早期に辞められる方については、一応お話を伺ったり、担当課のほうでしっかりと話を伺って踏みとどませようとしておりますけれども、やっぱりそれぞれ個人には、それぞれの様々な理由があって辞められているというのが現状であります。

私としましては、できましたらしっかりと理由を言って辞めていただきたいのが1点。それから、やっぱり問題なのは、在職者にその人が持っていたスキルといたしまししょうか、技能をどう伝えていくのか。その穴埋めをどうするのが、大きな問題だろうと認識をしているところであります。

今後とも、適切な人事管理に努めていきますが、最近の傾向としましては、特に心身の疾患による退職が増えていることは確かでありますので、その辺り担当課としっかりとしながら、心身の健康管理も十分配慮しながら、引きとどめて住民サービスをしていきたいと思っております。

以上です。

○議長（神田 直人） 甲斐政治君。

○議員（9番 甲斐 政治君） 町長も同じ思いだろうと思いますが、私は職員は人材であり、財

産だろうとっております。将来にわたって、本町の町民を支えていただく大切な者であると。そして、またここは大きな雇用の場でもあります。

私がここで心配する点は、2点あります。今、町長も若干触れていただきましたが、自分自身の成長のためとか、やりたいことを貫くために強い信念を持って辞めていく方については、それは応援してもいいだろうと思いますが、逆に、何と申しますか、不本意な気持ちというか、本当は辞めたくないけれども辞めてしまう、不本意な離職があるようなこともお聞きをしております。

2点目に、この職場の中には仕事の量、質等も様々であると思います。その中において、コミュニケーションや雰囲気の中で相談や悩みを聞く場が、ちゃんと機能していたのだろうかという素朴な疑問も持っておりますが、その点はいかがでしょうか。

○議長（神田 直人） 総務財政課長。

○総務財政課長（萩原 一也君） 総務財政課の総務係においては、職員のいろいろな相談を受け付ける窓口を持っております。例えば、ハラスメントに対する悩み、パワハラに対する悩み、そういった悩みを総務係の職員、女性の場合は女性が聞いたり、男性の場合は私が聞いたりしている状況でございます。

相談窓口としての対応は、総務財政課としてはしっかりやっていると私は認識しておりますが、退職希望の方と幾度となく話し合いを続ける中で、やはり最終的には、個人の意思が最終的に尊重されるということになるかと思っております。

しかし、職場の雰囲気、仕事がしやすい雰囲気、そういった雰囲気のためにも、各課長には、各課のコミュニケーションを図るように、課長会において、町長のほうからも指示を受けているところでございます。

以上です。

○議長（神田 直人） 甲斐政治君。

○議員（9番 甲斐 政治君） 現実には、総務課のほうでは対応は取れているというような話がありますが、現実、辞めていかれるということでもありますので、私、1点、町長に提案したいと思っております。

町長は内外的に忙しいし、トップでありますので大変でしょうから、副町長を中心として、働き方改革であったり、カウンセリングやコーチング、メンタルヘルスの知識やスキルを管理職で共有できる組織をもう一度、できているとは思いますが、もう一度再確認のためにも、つくってみたらどうかという提案をしたいと思っておりますが、その点については、町長いかがでしょうか。

○議長（神田 直人） 町長。

○町長（半渡 英俊君） そういった意味で、いろんな取り組みをしているところであります。これは、本当に微妙なといひましようか、配慮を要することでもあります。

実際の表に出す、あるいは集まるというのも、なかなか神経を使いながら、私たち3役、そして総務財政課長、3人あるいは4人しか知らない立場、協議をしているところでありますし、対策をしています。

これを実際広げてしまいますと、関係する人がいっぱい出てきて、本当に收拾がつかないと。かえって逆かなど。小さい町のことでありますので、それについては、ちょっとどうかなという部分を正直持っています。

繰り返しますが、最終的に私たちが聞くわけでありますけども、最終的に。はっきりと、こういうことをしたいので辞めますとか、こういう職業に就きたいと。試験を受けていますとかいう人は、おっしゃるように、強いそういった信念持っている人は、はっきり私たちの前で言います。

それから、不本意というのが、職場に対する不本意さもありましょうが、私に言わせれば、ほとんどは自分の不本意だと、私はそのように理解をしています。そういう人は、口をつむぐという傾向であります。できるだけそういった口を開いていただいて、後に続く者としては、しっかりとその辺りが、いい職場環境であることを願っていますので、できるだけそういった口を開いていただくように、これからも努力をしたいと思えます。

おっしゃること、よく分かります。そして、大変難しい問題だなと思えますが、できるだけ早期退職、特にこのような災害時でありますとか、こういった事態になりますと、あえて言わせてもらうと、一番安定安心なポジションにいるのが公務員だと思いますので、その辺りはしっかりと職員も持っていただければありがたいと思っているところであります。

以上です。

○議長（神田 直人） 甲斐政治君。

○議員（9番 甲斐 政治君） 大変取扱いには慎重を期する内容だろうとは思いますが。なかなか面と向かって言えない部分もあるだろうし、そこら辺は十分、私も理解するし、こういう私が言うのはおかしいですが、「今の若い者は」と言いたくなるようなこともあるだろうと。その指導と現実の中で本人がどう感じるかというのは、なかなか難しいと思えます。

そこで、各課長さんには人事評価というものがついていると思いますが、その項目の中に、例えば、有給休暇の消化を積極的に課長さんが部下に言うとか、また、いろんな形で相談にどれぐらい乗っているかというような分を、なかなか進まないと思えますが、そういう部分を現実的に取り入れることによって、救われる部分もあるのではないかと私は考えております。同じような質問で恐縮ですけども、その点はいかがでしょう。

○議長（神田 直人） 総務財政課長。

○総務財政課長（萩原 一也君） 人事評価については、課長の人事評価の中に、課内の、課全体のそういう気配りができているのかどうかという項目も入っております。

また、有給休暇については、課長会を通じて、有給休暇を取るように促進をしているところでございます。そういうことでございますが、有給休暇の取得につきましては、どうしても職務、仕事に差し支える場合がございます。現在、新型コロナウイルス感染症対策を行っている上では、なかなか有給休暇も取れないという部署も、そういう事情もあるのですが、できる限り年間通して有給休暇を消化するように、指導しているところでございます。

以上です。

○議長（神田 直人） 甲斐政治君。

○議員（9番 甲斐 政治君） この質問で全てが改善されるとは、とても思っておりませんが、優秀な人材の流出は避けなければなりません。

また、長年、この庁舎内で蓄積された体質というものもあるかもしれませんが、そういうのも一遍に変えることはできないと思いますので、それぞれ管理職の皆さんも、その辺に意識を持ってやっていこうという、町長がいつも言われるように、ワンチームという気持ちであっていただきたいと思っております。

そして、できる限り、自分の成長を感じられ、やりがいを感じながら働ける職場にしていきたいと思えます。

以上で質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（神田 直人） 9番、甲斐政治君の質問が終わりました。

これで一般質問を終わります。

日程第2. 散会

○議長（神田 直人） 日程第2、散会。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。明日9日は、委員会審査となっております。

本日は、これで散会といたします。

議会傍聴にご来場いただきました皆様に、一言お礼を申し上げます。本日は、早朝よりたくさんの方々に熱心に傍聴いただき、また新型コロナウイルス感染防止対策にご協力いただきましたこと、心より感謝申し上げます。

これからも議員一同、皆様のご期待に応えられるよう議会活動を進めてまいりますので、ご理解とご支援をお願い申し上げます。本日は、誠にありがとうございました。

議員の方は控室にお願いいたします。

○事務局長（藤井 学君） 皆様、ご起立ください。一同、礼。ご苦労さまでした。

午後0時52分散会
